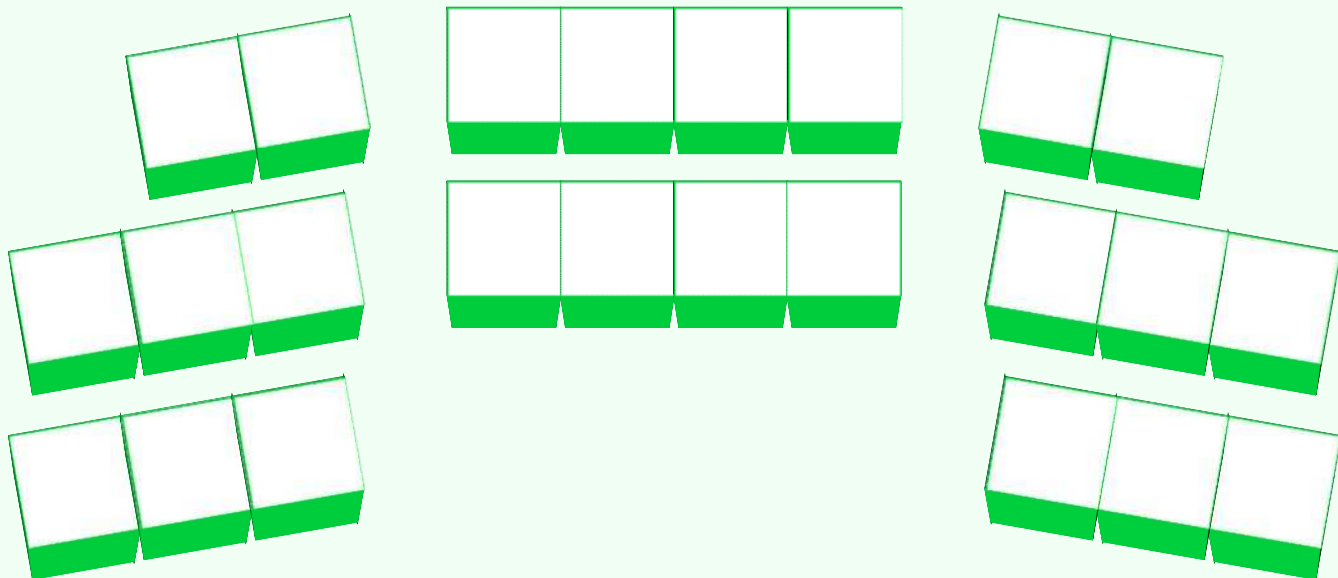


VOL. 201
2023・9

市議会レポート



青梅市議会事務局

目 次

議会日誌	1
行政視察報告	
総務企画委員会	5
議長会の動き	13
東京都市議会議長会	
関東市議会議長会	
全国市議会議長会	
西多摩地区議長会	
各種協議会等の動き	18
関東地区競艇主催地議会協議会	
全国競艇主催地議会協議会	
全国自治体病院経営都市議会協議会	
三多摩上下水及び道路建設促進協議会	
三鷹・立川間立体化複々線促進協議会	
東京都三多摩地区消防運営協議会	
多摩地域都市モノレール等建設促進協議会	
青梅市議会新着図書目録	26
要綱・要領等の制定、改廃の状況	27
制定された要綱・要領	30
青梅市DX人材育成研修業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱	以下 30 件

議 会 日 誌

<5月>

- 8日（月） 午前10:00 全員協議会〔説明事項、協議事項〕
- 9日（火） 午前 9:00 新人議員研修会
- 9日（火）～10日（水） 全国競艇主催地議会協議会事務局長会議〔ホテルヴィスキオ
尼崎―局長〕
- 12日（金） 午前 9:57 令和5年市議会定例会5月招集議会 本会議〔仮議席の指定、
議長の選挙、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の
決定、副議長の選挙、諸報告、議会運営委員の選任、常任
委員の選任、東京都十一市競輪事業組合議会議員の選挙、
青梅、羽村地区工業用水道企業団議会議員の選挙、西多摩
衛生組合議会議員の選挙、東京たま広域資源循環組合議会
議員の選挙、議案審議〕
- 午前11:43 議会運営委員会
- 午後 1:46 総務企画委員会
環境建設委員会
福祉文教委員会
- 午後 1:55 予算決算委員会
- 午後 2:03 全員協議会〔<議長提出事項>…1.各種議員・委員の選出に
ついて〕
- 午後 3:20 予算決算委員会
- 17日（水） 午前10:00 徳島県阿南市議会議員行政視察〔市役所委員会室―子育てに
関する取組について〕
- 18日（木） 東京都三多摩地区消防運営協議会役員会〔書面開催―鴨居前
議長〕
- 22日（月） 午前10:00 イタリア友好親善〔市役所会議室―島崎議長、湖城副議長、
鴻井議員〕
- 午後 3:00 東京都市議会議長会事務局長連絡会議〔羽村市役所―局長〕
- 23日（火）～24日（水） 新人議員施設見学会
- 25日（木） 午後 2:00 関東市議会議長会定期総会〔水戸プラザホテル―島崎議長、
局長〕
- 28日（日） 午後 1:30 青梅市環境美化大会〔市役所会議室―島崎議長、迫田環境建
設委員長〕

- 29日（月） 午前11:00 関東地区競艇主催地議会協議会定期総会 [ホテル日航立川—島崎議長、湖城副議長、鴨居総務企画委員長、局長]
午後 2:00 全国自治体病院経営都市議会定期総会 [都市センターホテル—島崎議長、局長]
三多摩上下水道及び道路建設促進協議会理事会・総会 [東京自治会館—湖城副議長、次長]
- 30日（火） 午後 1:30 例月出納検査 [市役所会議室—山内監査委員]
午後 3:00 東京都市議会議長会定例総会 [東京自治会館—島崎議長、局長]
午後 3:00 議会運営委員会

< 6月 >

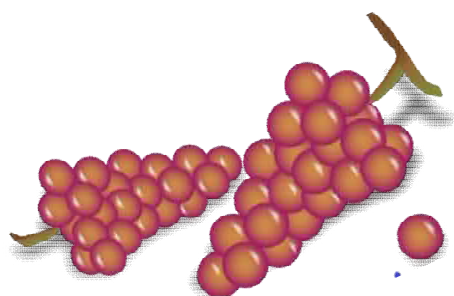
- 3日（土） 午前 8:00 青梅市消防団ポンプ操法訓練審査会 [交通公園]
- 7日（水） 午後 1:30 西多摩衛生組合議員事業説明会 [西多摩衛生組合—湖城副議長・片谷・阿部・鴻井議員]
- 8日（木） 午前10:00 定例記者会見 [市役所会議室—島崎議長、湖城副議長、局長]
午後 1:30 定期監査 [委員会室—山内監査委員]
東京都三多摩地区消防運営協議会通常総会 [書面開催—島崎議長]
- 9日（金） 午前 9:15 議会運営委員会
午前10:00 本会議 [議案審議、一般質問]
- 12日（月） 午前10:00 本会議 [一般質問]
- 13日（火） 午前10:00 本会議 [一般質問]
- 14日（水） 午後 1:00 全国市議会議長会定期総会 [東京国際フォーラム—島崎議長、局長]
- 16日（金） 午前10:00 総務企画委員会
午前10:00 環境建設委員会
午前10:00 福祉文教委員会
- 20日（火） 午前10:00 予算決算委員会
午前11:19 全員協議会 [<市長提出事項>… 1. 第18回姉妹都市ポッパルト市への青少年友好親善使節団派遣事業について、2. スマートローカル青梅アクションプラン2023について、3. 青梅市を当事者とした訴訟事件の概況について]
- 23日（金） 午後 1:30 議員研修会、タブレット操作研修会

- 25日（日） 午前 9:30 青梅市・第九消防方面合同土砂災害水防訓練 [明星大学青梅校]
- 26日（月） 午前 9:13 議会運営委員会
午前10:00 本会議 [議案審議]
午前10:14 文化複合施設整備特別委員会
午前10:15 総合病院建替特別委員会
午前10:26 予算決算委員会理事会
- 27日（火）～28日（水） 全国競艇主催地議会協議会役員会・定期総会 [北九州市一島崎議長、湖城副議長、鴨居総務企画委員長、局長]
- 29日（木） 午後 1:30 定期監査講評、例月出納検査 [市役所会議室―山内監査委員]

<7月>

- 3日（月） 午前10:30 青梅、羽村地区工業用水道企業団議会議員懇談会 [羽村市水道事務所―山崎(善)・みねざき、迫田議員]
午後 4:00 西多摩地区議長会事務局長会議・定例会議 [福生市役所―島崎議長、局長]
- 4日（火） 午後 6:00 第55回東京都市町村総合体育大会前夜祭 [ホテル日航立川東京―島崎議長、次長]
- 5日（水） 午前10:00 青梅・日の出間都道整備促進協議会理事会 [日の出町役場―迫田環境建設委員長、山崎(哲)環境建設副委員長、次長]
午前10:30 青梅・日の出間都道整備促進協議会総会 [東京都農林総合研究センター日の出庁舎研修室―島崎議長、迫田環境建設委員長、山崎(哲)環境建設副委員長、次長]
午後 2:15 西多摩衛生組合議会臨時会および全員協議会 [西多摩衛生組合―湖城副議長、阿部・片谷議員]
- 8日（土） 午前10:30 第55回市町村総合体育大会開会式 [プリモホールゆとろぎ―島崎議長、湖城副議長、鴻井福祉文教委員長、寺島福祉文教副委員長、局長]
- 11日（火） 午前 9:30 病院事業会計決算審査、経営健全化審査・現地調査 [病院仮設棟会議室―山内監査委員]
- 12日（水） 午前10:00 青梅、羽村地区工業用水道企業団議会臨時会 [羽村市水道事務所―山崎(善)・みねざき・迫田議員]
- 13日（木） 午前10:40 浜名湖競艇企業団議会視察 [ボートレース多摩川―島崎議長、局長]

- 19日（水） 午後 2:00 東京都市議会議長会局長研修会・連絡会議 [東京自治会館—局長、庶務係長]
- 20日（木） 午前10:00 総合病院建替特別委員会
- 21日（金） 午前10:00 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第2委員会正副委員長打合せ [多摩市役所—山崎(哲)議員、調査係長]
- 午後 1:00 東京たま広域資源循環組合議会全員協議会および臨時会 [東京自治会館—鴨居議員]
- 午後 2:00 世界連邦運動協会青梅支部理事会・総会 [市役所会議室—島崎議長]
- 午後 2:30 東京都十一市競輪事業組合議会 [京王閣競輪場—久保・山内議員]
- 24日（月） 午後 1:30 三鷹・立川間立体化複々線促進協議会および多摩地域都市モノレール等建設促進協議会合同総会 [パレスホテル立川—島崎議長、迫田環境建設委員長、局長]
- 26日（水） 午前11:00 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第1委員会 [東京自治会館—中野議員、主査]
- 26日（水）～27日（木） 総務企画委員会行政視察 [ボートレース蒲郡、ボートレース常滑]
- 28日（金） 午後 1:30 例月出納検査 [市役所会議室—山内監査委員]
- 午後 7:30 ボートレース多摩川納涼花火大会 [ボートレース多摩川—島崎議長、湖城副議長、鴨居総務企画委員長、山内監査委員、局長]
- 29日（土）～30日（日） 相馬野馬追祭自治体交流会 [南相馬市—島崎議長、局長]
- 30日（日） 午後 1:30 青梅市の地域福祉を考えるシンポジウム [市役所会議室—中野・寺島・ぬのや・藤野・山崎(善)・長谷川・久保・山内議員]
- 31日（月） 市町村議会議員特別セミナー（JIAM） [全国市町村国際文化研修所（滋賀県大津市）—野島議員]



行政視察報告

総務企画委員会

本委員会では、所管事務調査事項である「収益事業の売上向上について」の調査を進めるに当たり、ナイターレースを開催し常に売上上位に位置しているボートレース蒲郡と、新スタンドに建て替え、BOAT KIDS PARK「モーヴィとこなめ」やコミュニティパーク「グリーンとこなめ」といった設備が充実しているボートレースとこなめの売上向上策やファン獲得の取組等を視察することとした。

視察地 ボートレース蒲郡（愛知県蒲郡市竹谷町太田新田1-1）

ボートレースとこなめ（愛知県常滑市新開町4-111）

視察期日 令和5年7月26日（水）～27日（木）

視察事項 収益事業の売上向上について

参加者 （委員長）鴨居 たかやす（副委員長）山田 敏夫
（委員）藤野 ひろえ、山崎 善信、長谷川 真弓、
島崎 実、久保 富弘、野島 資雄
（随 行…大島調査係長）

【ボートレース蒲郡】

1 概要

ボートレース蒲郡は愛知県の東南部に位置し、全国24場中23番目に誕生した。

平成18年からすべてのレースをナイター競走で開催し、平成20年度の総売上金額は100,577,008,200円を記録し24場中首位となった。以後も全国の競艇場の中で売上上位に位置している。

令和4年度の総売上金額は149,360,476,200円で24場中3位となっている。

初 開 催	昭和30年8月13日	
開 催 日 数 (令和4年度)	192日（蒲郡市単独施行）	
施 設 規 模	敷地面積	51,408.61㎡
	建築面積	新スタンド16,387.48㎡、中央館10,000.75㎡、 休憩所棟870.94㎡、競技部関係6,252.43㎡、 ボートタワー1,018.36㎡
	水面積	103,093.00㎡

2 売り上げ向上策の推進について

(1) 電話投票売上の向上および電話投票利用客の獲得

ア インターネット、SNS（YouTube、LINE等）での情報発信の充実

公式YouTubeチャンネル「白熱ナイター！蒲郡ステーション」（蒲郡レース開催日に毎日配信）、「ボートガマー代」、「勝ガマ」

イ 電話投票会員向けサービス（ポイント付与によるファンへの還元）

蒲郡ムーンライトポイントクラブ（令和5年2月1日～）

(2) 新規顧客の獲得および本場来場者数の増加（減少の食い止め）のための施策

ア 各種イベント等の実施

イ キャッシュレスカード（e-じゃんカード）の利用促進とサービス向上

ポイント付与率サービス（通常の2倍・3倍・5倍）の実施、ポイント交換品の充実

3 損益分岐点の改善について

損益分岐点の改善には収益を増やすか、固定費を抑えるかの2つしかない。収益を増やすための取組みとしては、債券運用の開始、他場との投票締め切り時間の間隔調整、ファン投票など企画レースの番組編成等を実施している。昨今の物価高騰により各種業務の外部委託費が高騰しているため、取捨選択して固定費の削減に一層努力していきたいと考えている。



説明をうける委員（ボートレース蒲郡）

4 施設・設備の改善について

実施時期	内容
平成26年4月	新スタンド運用開始
平成27年4月	立体駐車場運用開始
平成28年2月	大型映像装置更新
令和2年6月	ナイター照明塔LED化
令和4年3月	新外向発売所指定席「プレミアムウイング」運用開始

※現在、キッズパーク（モーヴィ）の整備を進めており、令和6年度にオープン予定。

5 ナイターレースのメリット・デメリットについて

(1) メリット

ア 電話投票、場間場外発売において、デイ、薄暮レースの発売が終了した後はナイター場のみの発売となり、競合場数が少ないため売上額が増加する。

(2) デメリット

ア ナイターレース開催に伴う周辺対策（騒音、防犯対策、場内警備、駐車場警備体制の強化等）およびそれに伴う周辺住民への説明が生じること。

イ 職員、従事員の不規則勤務による負担増加

ウ ナイター照明等の設置等による設備投資の増加

6 ファン獲得の取組（ファンサービスやイベント等）について

(1) コロナで中止、縮小していたイベントの再開、新規事業の実施

ア 選手イベント（選手紹介式、表彰式、選手トークショー等）

イ ステージイベント（お笑い、キャラクターショー等）

ウ 未確定舟券抽選会（年間50回程度）

(2) プロスポーツチームへの協賛

ア イメージアップおよび試合会場でのPRによるファン拡大、誘客

サッカー（Jリーグ：名古屋グランパス）、バスケットボール（Bリーグ：三遠ネオフェニックス）

7 場内の食事処の取組について

当初は主に福祉施設が運営していたが、現在は全て民間事業者。1階フードコートに4店舗、2階にレストランがあり、外向発売所（プレミアムウイング）に1店舗ある。この他に売店が1階に2店舗、3階一般席に1店舗、指定席内に1店舗。

また、外向発売所にコンビニエンスストアが1店舗ある。

※未確定舟券抽選会において場内の飲食店で使用できる食券を景品として、飲食店の利用促進に努めている。



総務企画委員会の委員（ボートレース蒲郡）

8 年度別売上額について

年度	開催日数	売上額(円)	利用者数(人)	1日平均	
				売上額(円)	利用者数(人)
R2	192	133,175,032,700	21,995,844	693,619,962	114,562
R3	192	154,602,179,700	24,690,252	805,219,686	128,595
R4	192	149,360,476,200	25,228,008	777,919,147	131,396

※R2にSGチャレンジカップ競走、R3にSGボートレースメモリアル競走を開催

9 年度別繰出金額とその使途状況等について (単位：百万円)

年度	一般会計他	土地区画整理事業	下水道事業	病院事業	繰出金合計
R2	4,109	1,540	750	1,512	7,911
R3	2,400	830	600	1,600	5,430
R4	4,000	740	630	1,600	6,970
R5 予算	278.4	680	820	1,700	3,478.4

【ボートレースとこなめ】

1 概要

ボートレースとこなめは愛知県知多半島の西岸に位置し、全国24場中12番目に誕生した。

令和3年11月にコンパクト化した新スタンドのオープンと同時にBOAT KIDS PARK「モーヴィとこなめ」とコミュニティパーク「グリーンとこなめ」がオープンした。

令和4年度はSGボートレースダービー競走を開催し、総売上金額は69,535,015,100円で、前年度比15.0%の増額となっている。

初開催	昭和28年7月10日	
開催日数 (令和4年度)	200日 (常滑市176日、半田市24日)	
施設規模	敷地面積	201,716㎡
	建築面積	45,359㎡
	水面積	102,639㎡



ボートレースとこなめROKU入口

2 売り上げ向上策の推進について

(1) 本場への来場促進

効果的なイベント実施に加え、ファミリー層や若年層に人気のVR体験を継続するとともに、「モーヴィとこなめ」「グリーンとこなめ」において管理委託をしている(株)ポーネルドと連携し、魅力ある企画・運営をすることで、新規ファンの獲得につなげている。

(2) 外向発売所（ウィンボとこなめ）売上の向上

以前から要望が多かったキャッシュレス投票機を令和5年7月に導入し、ファンの利便性と売上の向上に努めている。

(3) 電話投票売上の向上

電話投票会員向けキャンペーンの拡充や公式YouTubeの毎日配信を行い、売り上げ向上に努めている。

3 施設・設備の改善について

近年の本場入場者数減少、旧スタンドの老朽化に伴い、令和元年度から令和3年度まで、次の4つのコンセプトを掲げて新設スタンド建設事業を推進した。

(1) スタンドのコンパクト化

収容人員は旧スタンドの5,200人から新スタンドは1,700人とコンパクトにまとめ、光熱水費、施設修繕費および投票・警備・清掃委託費などの固定経費を削減した。また、通常のレース開催日の一般観覧エリアは新スタンドのみで営業し、SG、GI、女子戦、GW、お盆、新春レースなどの繁忙日（年間約20日）は旧スタンドの1階を臨時営業している。

(2) 新規ファンの獲得

お洒落で清潔感のある観覧席、高級感のある特別観覧席、どて井、うどん、ラーメンなどの既存人気メニューだけでなく、カルビ弁当や大エビフライ定食など若者やファミリー向けのメニューをそろえたフードコート、水面を見ながらレース観戦ができるカフェ、親子でくつろぎながらレース観戦ができるファミリールームは、既存ファンだけでなく、今までボートレース場に馴染みなかったボートレース初心者、女性、ファミリーが1日楽しめる施設である。

(3) 地域との共生

特別観覧施設ROKU、トコタンホールなどを市民に解放している。

(4) 強風対策

競走水面の西側に高さ30mの防風ネットを整備したことによって、強風時でも格段に競走水面の状況が改善し、安定したレース運営ができるようになった。

4 「モーヴィとこなめ」「グリーンとこなめ」について

(1) 設置の経緯

両施設とも、BOATRACE振興会が推進する「ボートレース場の複合施設化（ボートレースパーク化）事業」の一環として整備した。

ア モーヴィとこなめ

近隣市町の住民に親しまれる子育ての場として新スタンドと同時にオープン
イ グルーンとこなめ

地域コミュニティの拠点として新スタンドと同時にオープン



モーヴィとこなめ チャレンジゾーン



グルーンとこなめ ネイチャーワークショップ

(2) 運用

管理運営業務は、両施設とも(株)ポーネルドに委託

ア モーヴィとこなめ

レース開催日および非開催の土日祝日に営業。利用料金は1人300円（大人は本場入場料100円を含む）（※利用料金300円は全国一律）

イ グルーンとこなめ

年中無休で営業（メンテナンス休館を除く）。施設利用料金は原則無料

5 ファン獲得の取組（ファンサービスやイベント等）について

他プロスポーツファンやファミリー層に対し、ボートレースの魅力を伝え、ボートレースへの関心を喚起するため、地元プロスポーツ団体が数多く参加するスポーツフェスティバルやボートレースとこなめスポンサーのプロ野球の試合会場でボートレースが体験できるVRスプラッシュバトルブースを展開したり、モーヴィやグルーンをPRして、本場への来場促進を図った。

6 場内の食事処の取組について

近年の本場の入場者数の減少に伴い、場内の店舗数を旧スタンドの10店舗から新スタンド5店舗に縮小し、このうち2店舗は常滑市社会福祉協議会が継続して出店し、3店舗は公募によって施設使用者を選定した。新スタンドの売店では既存ファンだけでなく、ファミリー、若者、女性といった新規ファン向けのメニューを揃えている。また有料席のトコタンシートA席では、ウエルカムドリンクを売店で提供、トコタンシートS席では通常より安い価格で軽食を座席まで届けるサービスを提供している。

7 年度別売上額について

年度	開催日数	売上額(円)	利用者数(人)	1日平均	
				売上額(円)	利用者数(人)
R2	200	52,768,291,000	12,216,726	263,841,455	61,084
R3	200	62,556,305,900	14,536,677	312,781,530	72,683
R4	200	69,535,015,100	15,318,116	347,675,076	76,561

※R4にSGボートレースダービー競走開催

8 年度別繰出金額とその用途状況等について (単位：千円)

年度	常滑市繰出金	半田市繰出金	繰出金合計
R2	2,400,000	32,447	2,432,447
R3	300,000	3,028	303,028
R4	400,000	4,038	404,038

※R2の常滑市繰出金は計画額の4億円に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける一般会計の財源確保策として20億円を追加で繰り出した。

【視察を終えて】

ボートレース蒲郡は、電話投票のさらなる売上向上のための施策としてインターネットやSNSでの情報発信の充実を図っており、公式YouTubeチャンネル「白熱ナイター！蒲郡ステーション」などを配信し、視聴数も多く好評を得ているとのことで、大変有効な取組であると感じた。施設においては、外向発売所（ボートウイング）の指定席「プレミアムウイング」を新たにオープンし、令和6年度にはキッズパーク（モーヴィ）がオープン予定であるなど来場者のニーズに対応した施設整備が進められていた。

また、ナイターレースは売上増が見込めるが、多額の設備費用の負担が生じることや周辺対策等の多くの問題があることがわかった。

ボートレースとこなめは、令和3年11月にコンパクト化した新スタンドをオープンし、親子で観戦できるファミリールームや、高さ9メートルのタワーがある親子の遊び場BOAT KIDS PARK「モーヴィとこなめ」、さまざまなワークショップ、サッカースクールなどのイベントを実施しているコミュニティパーク「グリーンとこなめ」など親子で楽しめる設備が充実していた。

また、食事処についても、既存の人気メニューに加え若者やファミリー向けメニューをそろえたフードコート、水面を見ながらレース観戦ができるカフェなど、新規ファンの獲得に力を入れていることが感じられた。

令和4年度にボートレース全体の売上として2兆4千億円余という過去最高を記録したが、今後はいかにこの売上をキープしていくかが課題である。

全国24場ではその地域によって様々な取組や工夫を行い、ボートレース事業の発展に努力されており、改めて関係者の皆様に感謝申し上げたい。

本市のボートレース多摩川においても、ファン獲得、売上向上に御尽力されているが、全国のボートレース場の様々な取り組みを参考に、ファンに愛されるより魅力的なボートレース場となるよう、当委員会としても引き続き調査研究し、ボートレース事業を盛り上げていきたい。

(総務企画委員長 鴨居 たかやす)

議 長 会 の 動 き

東京都市議会議長会

5月22日（月） 事務局長連絡会議

* 案件

- 1 各市提出議案について（なし）
- 2 東京都市議会議長会理事会及び5月定例総会の運営について
- 3 令和5年度東京都市議会議長会研修計画について

* 連絡事項

- 1 令和5年度東京都市議会議長会事業計画
- 2 令和5年度東京都市議会議長会関係役員
- 3 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿
- 4 日中友好交流事業について
- 5 その他

5月30日（火） 定例総会

* 報告事項（了承）

会務報告 以下5件

* 協議事項

- 1 各市提出議案について（なし）
- 2 日中友好交流事業について（承認）
- 3 その他

* その他

- 1 令和5年度東京都市議会議長会研修計画について
- 2 令和5年度東京都市議会議長会事業計画について
- 3 令和5年度東京都市議会議長会関係役員について
- 4 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿

7月4日（火） 事務局中堅幹部職員研修会

* 講師紹介

弁護士／日本弁護士連合会・災害復興支援委員会委員長 吉江 暢洋 氏

* 講演

「災害・復興における議会の役割」

* 質疑応答

7月19日（水） 事務局長研修会・事務局長連絡会議

○事務局長研修会

* 講師紹介

全国市議会議長会企画議事部副部長 篠田 光洋 氏

* 講演

「地方議会に関する地方自治法の改正とその背景」

* 質疑応答

○事務局長連絡会議

* 案件

- 1 各市提出議案について（なし）
- 2 都県提出議案、東京都市議会議長会理事会及び8月定例総会の運営について
- 3 令和5年度東京都市議会議長会歳入歳出予算（補正第1号）

* 連絡事項

* その他

関東市議会議長会

5月25日（木） 定期総会

* 会務報告等（了承）

会務報告 以下3件

* 諸報告（全国市議会議長会委員会等活動報告）（了承）

* 議案審議

[会長提出議案]

- 1 令和4年度関東市議会議長会歳入歳出決算（原案どおり認定）

歳入	予算額	3176万6862円	決算額	3495万7832円
歳出	予算額	3176万6862円	決算額	1335万1623円
差引残額				2160万6209円（翌年度へ繰り越し）

- 2 令和5年度関東市議会議長会歳入歳出予算（原案どおり可決）

歳入、歳出ともに3258万7209円

[都県提出議案]（原案どおり決定）

- 1 病児保育事業に対する支援拡充等について（神奈川県市議会議長会提出）

- 2 教職員における労働環境の改善について（千葉県市議会議長会提出）
- 3 公共施設等適正管理推進事業（除却事業）の財政支援の拡充について（茨城県市議会議長会提出）
- 4 地方議会議員の厚生年金への加入についての要望について（茨城県市議会議長会提出）

* 役員改選

会 長 熊谷市議会議長
 副会長 逗子市議会議長 以下3名
 支部長 国分寺市議会議長 以下8名
 理 事 立川市議会議長 以下34名
 監 事 坂東市議会議長 以下2名

* 相談役委嘱

日野市議会議長 以下9名

* 次期総会開催市決定

熊谷市

* 全国市議会議長会の役員・委員等について

全国市議会議長会

6月14日（水） 定期総会

* 表彰式

* 会議

1 報告（了承）

一般事務及び会計並びにその他の報告、地方行政委員会以下8委員会

(1) 令和3年度全国市議会議長会一般会計決算

歳 入	予算額	6億7910万7000円	決算額	6億4025万8501円
歳 出	予算額	6億7910万7000円	決算額	5億6281万3592円
差引残額	7744万4909円（翌年度へ繰り越し）			

(2) 令和3年度全国市議会議長会表彰基金会計決算

歳 入	予算額	1980万1000円	決算額	1988万2328円
歳 出	予算額	1980万1000円	決算額	1285万9506円
差引残額	702万2822円（翌年度へ繰り越し）			

(3) 令和3年度全国市議会議長会職員退職基金会計決算

歳 入	予算額	4510万2000円	決算額	2934万7114円
-----	-----	------------	-----	------------

歳 出 予算額 4510万2000円 決算額 1332万3514円
差引残額 1602万3600円（翌年度へ繰り越し）

- (4) 令和5年度全国市議会議長会一般会計予算
歳入、歳出ともに5億8227万2000円
- (5) 令和5年度全国市議会議長会表彰基金会計予算
歳入、歳出ともに1870万1000円
- (6) 令和5年度全国市議会議長会職員退職基金会計予算
歳入、歳出ともに3210万2000円

2 議案審議（原案どおり決定）

[部会提出議案]

- (1) 東日本大震災からの復旧・復興について[東北部会]
- (2) 原子力発電所事故災害について[東北部会]
- (3) 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に対する高台造成に関する支援制度の創設について [四国部会]
- (4) 北方領土問題の早期解決等について[北海道部会]
- (5) 日米地位協定の抜本的な改定及び在沖米軍基地の負担軽減について[九州部会]
- (6) 公共施設等適正管理推進事業（除去事業）の財政支援の拡充について[関東部会]
- (7) 脱炭素社会の実現に向けた支援について[東海部会]
- (8) 給食費の無償化について[中国部会]
- (9) 学校給食費の無償化について[四国部会]
- (10) 教職員における労働環境の改善について[関東部会]
- (11) 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立について[北信越部会]
- (12) 児童生徒への教育支援の充実について[東海部会]
- (13) 特定教育・保育施設等における職員配置基準の見直しについて[四国部会]
- (14) 義務教育段階における教育環境の改善及び充実について[九州部会]
- (15) 病児保育事業に対する支援拡充等について[関東部会]
- (16) 小児科医および産科医の確保について[近畿部会]
- (17) 帯状疱疹ワクチンの定期接種化について[東海部会]
- (18) 水道施設更新・改良に関する国庫補助制度等の拡充と創設について[近畿部会]
- (19) 北海道の道路整備について[北海道部会]

- (20) 道路交通網の整備促進について[東北部会]
 - (21) 日本海沿岸東北自動車道の整備促進について[北信越部会]
 - (22) 高速道路ネットワークの早期整備等について[中国部会]
 - (23) 米子・境港間を結ぶ高規格道路の整備について[中国部会]
 - (24) 九州における高速交通網等の整備促進について[九州部会]
 - (25) 北海道新幹線の建設促進について[北海道部会]
 - (26) 北陸新幹線の早期完成等について[北信越部会]
 - (27) 地域鉄道（近江鉄道線）存続にかかる税制上の特例措置について[近畿部会]
- [会長提出議案]
- (1) 多様な人材の市議会への参画促進に関する決議（案）
 - (2) ポストコロナを展望した地方行財政の充実に関する決議（案）
 - (3) 感染拡大防止と社会経済活動の両立に関する決議（案）
 - (4) 頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災対策及び復旧・復興対策等に関する決議（案）
 - (5) 東日本大震災からの復旧・復興に関する決議（案）
- 3 役員改選（原案どおり決定）

西多摩地区議長会

7月3日（月） 事務局長連絡会議・定例会議

○事務局長連絡会議

* 協議事項

- 1 定例会議の運営について
- 2 情報交換
- 3 その他

○定例会議

* 報告（了承）

会務報告

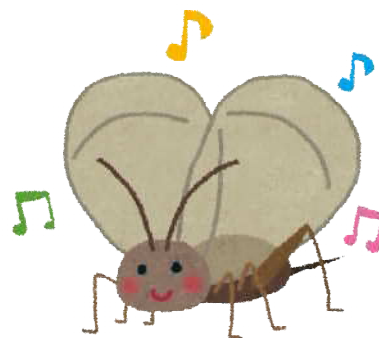
* 議題

- 1 令和4年度西多摩地区議長会事業報告について（了承）
- 2 令和4年度西多摩地区議長会歳入歳出決算及び監査報告について（原案どおり認定）

歳	入	予算額	69万5900円	決算額	69万5831円
歳	出	予算額	69万5900円	決算額	11万 120円

差引残額 58万5711円（翌年度へ繰り越し）

- 3 令和5年度西多摩地区議長会事業計画(案)について（原案どおり決定）
- 4 令和5年度西多摩地区議長会歳入歳出予算(案)について（原案どおり決定）
歳入、歳出ともに74万5800円
- 5 令和5年度西多摩地区議長会役員互選について（原案どおり決定）
会 長 あきる野市議会議長
副会長 瑞穂町議会議長
監 事 青梅市議会議長、日の出町議会議長



各種協議会等の動き

全国競艇主催地議会協議会

5月9日（木）～10日（金） 事務局長会議

- * 報告事項
出席状況について
- * 協議事項（承認）
 - 1 第159回役員会・第141回定期総会の運営について
 - 2 令和4年度事務事業について
 - 3 ポートレース事業の現況について
 - 4 2023年度事業計画について
 - 5 令和5年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出予算について
 - 6 令和5年度役員を選任について
 - 7 その他

6月27日（火）～28日（水） 役員会・定期総会・視察

- * 会員異動報告
- * 議事
 - 1 令和4年度事務事業について（了承）
 - 2 ポートレース事業の現況について（了承）
 - 3 2023年度事業計画について（了承）
 - 4 令和5年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出予算について（原案どおり決定）
歳入、歳出ともに2342万7千円
- * 令和5年度役員を選任について（原案どおり決定）
会 長 浜名湖競艇企業団議会議長
副会長 戸田ポートレース企業団議会議長 以下4議会議長
監 事 東京都六市競艇事業組合議会議長 以下5議会議長
- * 視察
ポートレース若松、クレカ若松

関東地区競艇主催地議会協議会

5月29日（月） 定期総会

- * 報告事項
会務報告について
- * 協議事項（原案どおり決定）
 - 1 関東地区競艇主催地議会協議会令和5年度役員(案)について
会 長 戸田ポートレース企業団議会議長

副会長 埼玉県都市ボートレース企業団議会議長、青梅市議会議長
監事 東京都六市競艇事業組合議会議長、東京都四市競艇事業組合議会議長
理事 東京都三市収益事業組合議会議長、府中市議会議長、みどり市議会議長

- 2 令和5年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出予算(案)について
歳入、歳出ともに 310万8000円

- * その他
全国競艇主催地議会協議会行事予定について

全国自治体病院経営都市議会協議会

5月29日(月) 定期総会

- * 講演
演題 「公立病院経営強化の推進について」
講師 総務省大臣官房審議官(公営企業担当) 馬場 健 氏
- * 事務報告
- * 協議
- 1 令和4年度決算について(原案どおり認定)
歳入 予算額 893万1260円 決算額 893万5202円
歳出 予算額 893万1260円 決算額 633万5162円
差引残高 260万40円(翌年度へ繰り越し)
- 2 令和5年度事業計画(案)について(原案どおり決定)
- 3 令和5年度予算(案)について(原案どおり可決)
歳入、歳出ともに 747万8140円
- * 決議(案)について(原案どおり決定)

自治体病院は、地域医療の確保と住民福祉向上のため、公的医療機関でなければ対応することが困難な多くの不採算医療を担うなど、社会的使命を果たしている。また、新型コロナウイルス感染症が「5類」に移行した後も、引き続き多くの自治体病院が患者受入等の対応に当たっている。

自治体病院を経営する都市は、住民が居住する地域にかかわらず等しく適切な医療を受けられる環境の整備に全力を傾注しているところであるが、本格的な人口減少・超高齢社会においても地域に必要とされる良質な医療を継続的に提供し、地域社会維持の重要インフラとしての役割を果たしていくためには、自治体病院の経営基盤の安定化を図るとともに、医師の確保、医師偏在の解消が不可欠である。

よって、関係都市は、ここに総力を結集し、国に対し、特に次の事項の実現について強く求めるものである。

記

- 一 地域医療の中核を担う自治体病院の経営基盤安定のため、特に小児医療、救急医療、精神科医療、へき地医療、高度医療、周産期医療など政策医療や不採算医療に対する財政措置を更に拡充すること。
- 一 医師の地域偏在・診療科偏在を解消するため、医師不足地域での一定期間勤務

の義務付けや、診療科ごとの必要専門医数の養成と地域への配置など、地域の医療ニーズに対応した支援体制を早急に確立すること。

- 一 女性医師・女性看護職員が仕事と出産・育児を両立できるよう、院内保育所・病児保育の体制整備や復職支援の充実など、安心して働き続けられる職場環境の整備促進を支援すること。
 - 一 医療従事者の負担軽減及び働き方改革を推進するため、医師事務作業補助者や看護補助者等の人員確保のほか、業務効率化に向けたICT導入等に必要な経費に対する財政支援措置を拡充すること。
 - 一 救急医療体制の改善のため、医療機関の適切な受診を心掛けるよう広く国民に啓発するとともに、各地域で行っている救急医療電話相談等の普及・周知を図ること。
 - 一 地域医療構想の取組推進に当たっては、個々の病院及び地域の事情を十分に踏まえるほか、新型コロナウイルス感染症やその他新興感染症への対応について、地方と丁寧に協議を行うこと。
 - 一 大規模な自然災害が頻発する我が国の医療提供体制を確保するため、医療機関の地震災害・風水害・雪害対策等への支援を充実強化すること。
 - 一 九月末までとされる新型コロナウイルス感染症への病床確保等の公的支援については、感染者数や医療機関の受入体制等に応じ、十月以降も必要な医療体制を確保できるよう柔軟に対応すること。
- 以上、決議する。

三多摩上下水及び道路建設促進協議会

5月29日（月） 理事会・総会

* 報告事項（了承）

1 会務報告

2 委員会報告

(1) 第1委員会（上水）活動経過及び運動方針 稲城市

(2) 第2委員会（下水）活動経過及び運動方針 小金井市

(3) 第3委員会（道路）活動経過及び運動方針 町田市

* 協議事項

1 令和4年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出決算の認定について（原案どおり認定）

歳入	予算額	233万8537円	決算額	233万7548円
----	-----	-----------	-----	-----------

歳出	予算額	233万8537円	決算額	127万4737円
----	-----	-----------	-----	-----------

差引残額 106万2811円（翌年度へ繰り越し）

2 令和4年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出予算(案)について（原案どおり可決）

歳入、歳出ともに 189万5000円

3 役員を選任について（原案どおり決定）

会長 東村山市議会議長

副会長 武蔵野市議会議長、国分寺市議会議長、瑞穂町議会議長

監事 日野市議会議長、奥多摩町議会議長

理事 各市町村議会議長 24人

常任委員

第1委員会 委員長 羽村市議会議員

副委員長 日野市議会議員、あきる野市議会議員、瑞穂町議会議員

第2委員会 委員長 多摩市議会議員

副委員長 青梅市議会議員、小平市議会議員、西東京市議会議員

第3委員会 委員長 立川市議会議員

副委員長 あきる野市議会議員、武蔵野市議会議員、東大和市議会議員

4 総会決議(案)について (原案どおり決定)

7月26日(水) 第1委員会

* 現況報告

東京都水道事業の取組について

* 会務報告

* 議題 (原案どおり決定)

- 1 令和5年度第1委員会活動計画(案)について
- 2 陳情書(案)の提出について
- 3 その他

8月3日(木) 第2委員会

* 会務報告

* 協議事項 (原案どおり決定)

- 1 令和5年度第2委員会活動計画(案)について
- 2 国・東京都に対する陳情書(案)について
- 3 その他

三鷹・立川間立体化複々線促進協議会

7月24日(月) 総会

* 議事

- 1 令和4年度三鷹・立川間立体化複々線促進協議会事業報告(了承)
- 2 令和4年度三鷹・立川間立体化複々線促進協議会歳入歳出決算・監査報告(原案どおり認定)

歳入 予算額 738万3489円 決算額 738万2543円

歳出 予算額 738万3489円 決算額 113万2826円

差引残額 624万9717円(翌年度へ繰り越し)

3 令和5年度三鷹・立川間立体化複々線促進協議会事業計画(案) (原案どおり決定)

J R中央線三鷹駅立川駅間連続立体交差事業については、三鷹駅から立川駅間の全区間において高架化が完了しました。

平成28年4月の交通政策審議会の「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申では、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトに、中央線の複々線化が挙げられています。

本協議会では、連続立体交差事業と同時に都市計画決定しているものの整備未着手である複々線化等を促進するため、下記の事業計画を展開してまいります。

記

- 1 J R中央線三鷹・立川間の複々線化を促進するため、東京都や東日本旅客鉄道株式会社と継続して連携を図るとともに、引き続き、国・東京都・東日本旅客鉄道株式会社等関係機関に対し要望活動を展開する。
- 2 沿線市の主体的なまちづくり事業を推進するため、国、東京都への支援を要請する。
- 3 青梅線立川・西立川間三線高架化事業を促進する。
- 4 事業計画、執行に関し連絡調整を行うほか、情報資料の収集等を行う。

4 令和5年度三鷹・立川間立体化複々線促進協議会歳入歳出予算(案) (原案どおり決定)

歳入、歳出ともに 697万8717円

* 総会決議

J R中央線三鷹駅立川駅間連続立体交差事業は、平成22年11月に高架化が完了したことで、18ヶ所の踏切が除却され、交通渋滞や踏切事故が解消するなど、大きな事業効果をもたらしている。また、沿線では再開発事業が進められるなど、まちづくりにも大きく寄与していることは、国、東京都をはじめ、地元国会議員、都議会議員の皆様、多大なるご尽力とご支援の賜であると、ここに深く感謝申し上げるものである。

一方、中央線の複々線化事業については、国の諮問機関である交通政策審議会が平成28年4月にとりまとめた「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申において、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」に挙げられているが、平成6年5月の都市計画決定以後、整備未着手となっている。

この事業は、中央線の混雑緩和といった利用者の利便性向上にとどまらず、東京都全体の防災力の強化につながるとともに、都市間連携の強化にも資するなど、事業の多方面にわたる意義はたいへん大きい。また、青梅線、五日市線の輸送力増強や都心へのアクセス利便性の向上にも資するものであり、多摩地域全体の振興のため、複々線化事業及び青梅線立川駅・西立川駅間の三線高架化事業については、一日も早く事業化されるよう強く望むものである。

多額の費用の確保などの課題があるものの、今後とも、国、東京都、東日本旅客鉄道株式会社及び関係機関に対し、引き続き事業促進を強く求めるとともに、促進協議会加盟市町村が一丸となって、沿線各市のまちづくりを進めるなど、事業

促進に邁進することをここに宣言する。
右、決議する。

東京都三多摩地区消防運営協議会

5月18日（木） 通常総会（書面会議）

* 議事

- 1 令和4年度東京都三多摩地区消防運営協議会経過報告について（了承）
- 2 令和4年度東京都三多摩地区消防運営協議会歳入歳出決算について（原案どおり認定）

歳入	予算額	70万400円	決算額	70万373円
歳出	予算額	70万400円	決算額	17万6379円
差引残額	52万3994円（翌年度へ繰り越し）			
- 3 令和5年度東京都三多摩地区消防運営協議会歳入歳出予算(案)について（原案どおり決定）
歳入、歳出ともに66万9000円

* 報告事項

令和5年度東京消防庁主要事業について

多摩地域都市モノレール等建設促進協議会

7月24日（月） 総会

* 議事

- 1 令和4年度多摩地域都市モノレール等建設促進協議会事業報告
- 2 令和4年度多摩地域都市モノレール等建設促進協議会歳入歳出決算・監査報告（原案どおり認定）

歳入	予算額	478万2536円	決算額	478万1570円
歳出	予算額	478万2536円	決算額	88万7784円
差引残額	389万3786円（翌年度へ繰り越し）			
- 3 令和5年度多摩地域都市モノレール等建設促進協議会事業計画(案)（原案どおり決定）

多摩都市モノレール事業は、構想路線全線93キロのうち、多摩センター駅・上北台駅間の約16キロの区間が平成12年1月に開業し、多摩地域の連携を強化する交通ネットワークとして定着しております。令和4年度の1日平均乗車人員は約13万1千人となり、新型コロナウイルス感染症流行前の約9割まで回復しております。

平成28年4月の交通政策審議会の「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申では、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトとして、多摩都市モノレールの延伸が挙げられています。

本協議会では、引き続き関係機関と協力体制をとりながら、次の事業計画を展

開してまいります。

記

- 1 全線93km間すべての事業採択へ向けた関係機関への強い働きかけを行う。
- 2 箱根ヶ崎方面、町田方面、八王子方面の延伸の早期事業化に向け、東京都や多摩都市モノレール株式会社と継続して連携を図るとともに、引き続き、国・東京都・多摩都市モノレール株式会社等関係機関に対し要望活動を展開する。
- 3 南北方面別の沿線市を中心とした事業促進に向けた活動を展開する。
- 4 構想路線の早期事業化に向け、促進活動を行う。
- 5 関連事業も含め、事業に必要な財源確保を、国及び東京都に対し、強く要請する。
- 6 事業計画、執行に関し連絡調整を行うほか、情報資料の収集を行う。

- 4 令和5年度多摩地域都市モノレール等建設促進協議会歳入歳出予算(案) (原案どおり決定)

歳入、歳出ともに 473万4786円

* 総会決議

多摩都市モノレールは、平成12年1月に多摩センター駅・上北台駅間約16キロが全線開業し、多摩都市モノレール株式会社の様々なサービス向上の取組などにより地域住民の足として定着してきた。

これもひとえに国、東京都はもとより、地元国会議員、都議会議員の皆様の多大なるご尽力とご支援の賜であり、ここに深く感謝申し上げるものである。

令和4年度の1日平均乗車人員は約13万1千人と、新型コロナウイルス感染症流行前の約9割まで回復しており、今後、東京の都市力を一層高めていく必要性が増している中で、多摩都市モノレール事業が、多摩地域の振興や連携強化に寄与し、多摩自立都市圏の形成を図る上で重要な公共交通網の根幹をなすものとして、構想路線全線の早期事業化が強く望まれている。

国の諮問機関である交通政策審議会が平成28年4月にとりまとめた「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申において、多摩都市モノレールの「上北台から箱根ヶ崎」、「多摩センターから八王子」、「多摩センターから町田」への延伸が、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」として挙げられており、早期の事業着手に向け、国、東京都、地元国会議員、都議会議員の皆様には更なるお力添えをお願いするものである。

また、東京都においては、上北台から箱根ヶ崎間の延伸について事業化に向けた現況調査及び設計等に加え、令和4年10月には、上北台から箱根ヶ崎への延伸計画に係る都市計画素案説明会が開催されたことで、本協議会としても早期事業化に前進したものと捉えている。

今後とも、多摩地域を相互に結ぶ多摩都市モノレール全線93キロの早期開業を期するため、国、東京都及び関係機関に対し、引き続き事業促進を強く求めるとともに、促進協議会加盟の多摩地域全市町村が一致協力し、事業の促進に全力で取り組むことをここに宣言する。

右、決議する。

青梅・日の出間都道整備促進協議会

7月5日（水） 定期総会

* 議事（原案どおり承認）

1 令和4年度事業報告

2 令和4年度歳入歳出決算

歳入 予算額 54万7811円 決算額 54万7715円

歳出 予算額 54万7811円 決算額 2万 243円

差引残額 52万7472円（翌年度へ繰り越し）

3 令和4年度会計監査報告

4 令和5年度事業計画（案）

5 令和5年度歳入歳出予算（案）

歳入、歳出ともに54万7482円

6 決議（案）

道路は、日常生活やあらゆる社会活動を支える基本的な公共施設であるとともに、欠くことのできないものである。

本協議会は、青梅市・日の出町住民相互の交流の活発化、生活利便性の向上および観光と産業の振興を図るとともに、近年甚大な被害をもたらしている自然災害に耐え得る、地域防災力の強化を推進するため、東京都に対して、下記事項を強く要望する。

記

1 青梅市御岳山の災害時等における孤立化の防止に向けた都道184号の早期事業化

2 都道238号「梅ヶ谷トンネル」の確実な整備、ならびに住民や環境に配慮した工法・安全対策の徹底

以上、決議する。

* 事業説明



青梅市議会新着図書目録

分類 番号	書 名	著 編 者	発 行 所	発行年	版型
318	青梅市議会関係例規集	青 梅 市 議 会	青 梅 市 議 会	令 5	A5
318	地方議会議員ハンドブック 第2次改訂版	全 国 市 議 会 会 議 長 会	ぎょうせい	令 5	A5
369	青梅市国土強靱化地域計画	青 梅 市 生 活 安 全 部 課 防 災 課	青 梅 市	令 5	A4
369	2023 子育て支援ガイド	—	青 梅 市 子 ども 家 庭 部 子 ども 家 庭 支 援 課	令 5	A6
370	青梅市学校教育要覧(令和5年 度)	—	青 梅 市 教 育 会 委 員 会	令 5	A4
288	令和の御代をことほぐ	天 皇 陛 下 御 即 位 東 京 都 奉 祝 委 員 会	天 皇 陛 下 御 即 位 東 京 都 奉 祝 委 員 会	令 5	A4
288	皇室 OurImperialFamily(第 99号) 令和5年夏号	日 本 文 化 団 興 隆 財 団	扶 桑 社	令 5	A4 変形



要綱・要領等の制定、改廃の状況

<令和5年5月～令和5年8月1日現在>

件 名	区 分	所 管
東青梅1丁目地内諸事業用地等の利活用等に関する検討委員会設置要綱	改正	企 画 政 策 課
青梅市DX人材育成研修業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱	制定	D X 推 進 課
青梅市RPA導入支援業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱	制定	D X 推 進 課
青梅市内部情報システム最適化支援業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱	廃止	D X 推 進 課
青梅市電力の調達にかかる環境配慮方針	改正	総 務 契 約 課
青梅市職員働き方改革推進プロジェクトチーム設置要綱	制定	職 員 課
令和5年度青梅市地域公共交通事業者支援金交付要綱	制定	交 通 政 策 課
令和5年度集会施設省エネルギー機器更新支援補助金交付要綱	制定	市 民 活 動 推 進 課
青梅市市民センターLED化ESCO事業プロポーザル選定委員会設置要綱	訂正	市 民 活 動 推 進 課
第3期青梅市国民健康保険データヘルス計画等策定支援業務委託および令和6年度国民健康保険医療費適正化事業業務委託にかかるプロポーザル選定委員会設置要綱	制定	保 険 年 金 課
青梅市国民健康保険療養費の支給に関する要綱	改正	保 険 年 金 課
青梅市環境美化委員連合会補助金交付要綱	改正	清 掃 リ サ イ ク ル 課
青梅市環境美化推進報償金交付要綱	改正	清 掃 リ サ イ ク ル 課
青梅市緑の基本計画策定支援業務委託にかかる指名型プロポーザル選定委員会設置要綱	制定	公 園 緑 地 課
令和5年度青梅市生活保護世帯に対する法外援護事業実施要綱	制定	生 活 福 祉 課
令和5年度青梅市福祉施設等および医療機関等物価高騰支援給付金支給要綱	制定	障 が い 者 福 祉 課
青梅市障害者計画等検討委員会設置要綱	制定	障 が い 者 福 祉 課
青梅市障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱	改正	障 が い 者 福 祉 課
青梅市障害者計画検討委員会設置要綱の廃止	廃止	障 が い 者 福 祉 課
青梅市インフルエンザ予防接種実施要綱	改正	健 康 課

件 名	区 分	所 管
青梅市高齢者肺炎球菌予防接種実施要綱	改正	健 康 課
令和5年度青梅市新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業補助金交付要綱	制定	新型コロナウイルス ワクチン接種担当
令和5年度青梅市電力、ガス、食料品等価格高騰支援給付金支給事業実施要綱	制定	新型コロナウイルス 感染症対策 給付金担当
令和5年度子どもふれあいフェスタ2023事業補助金交付要綱	改正	子 育 て 応 援 課
令和5年度青梅市ひとり親世帯の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業実施要綱	制定	子 ど も 育 成 課
令和5年度青梅市ひとり親世帯以外の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業実施要綱	制定	子 ど も 育 成 課
令和5年度青梅市私立幼稚園送迎バス等安全対策支援事業費補助金交付要綱	制定	子 ど も 育 成 課
令和5年度青梅市保育所等における学校110番事業補助金交付要綱	制定	子 ど も 育 成 課
青梅市医療的ケア児支援事業補助金交付要綱	改正	子 ど も 育 成 課
青梅市多胎妊婦健康診査費用助成金交付要綱	訂正	子ども家庭センター
青梅市創業者応援事業補助金交付要綱	制定	商 工 業 振 興 課
令和5年度青梅市物価高騰対策キャッシュレス決済ポイント還元事業実施要綱	制定	商 工 業 振 興 課
令和5年度青梅市物価高騰対策キャッシュレス決済ポイント還元事業実施要綱	改正	商 工 業 振 興 課
青梅市商店街振興事業補助金交付要綱	改正	商 工 業 振 興 課
青梅市空き店舗活用事業補助金交付要綱	改正	商 工 業 振 興 課
おうめ観光戦略策定検討委員会設置要綱	制定	シ テ イ プロモーション課
令和5年度おうめ観光戦略策定懇談会設置要綱	制定	シ テ イ プロモーション課
おうめにきめた！移住支援金交付要綱	制定	シ テ イ プロモーション課
青梅市遠距離通勤ENJOY応援金交付要綱	制定	シ テ イ プロモーション課
青梅市民みんなで声かけ！三世同居・近居応援金交付要綱	制定	シ テ イ プロモーション課
青梅市民みんなで働く！移住就業協力金等交付要綱	制定	シ テ イ プロモーション課
青梅市都市計画マスタープラン策定支援業務委託にかかる指名型プロポーザル選定委員会設置要綱	制定	都 市 計 画 課

件 名	区 分	所 管
青梅市都市計画マスタープラン検討委員会設置要綱	改正	都 市 計 画 課
都市計画審議会運営要綱	改正	都 市 計 画 課
青梅市公営住宅管理システムプロポーザル選定会委員会設置要綱	制定	住 宅 課
青梅市適応指導教室（ふれあい学級）運営要綱	改正	指 導 室
青梅市立学校における学習用タブレット型情報端末等の使用および管理に関する要綱	制定	指 導 室
青梅市立学校におけるタブレット端末等の損害賠償に関する取扱基準	制定	指 導 室
第2期青梅市スポーツ推進計画検討委員会設置要綱	制定	ス ポ ー ツ 推 進 課
東青梅1丁目地内諸事業用地等整備基本計画策定支援業務委託プロポーザル選定会委員会設置要綱	制定	文 化 複 合 施 設 等 整 備 担 当



制定された要綱・要領

青梅市DX人材育成研修業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱

1 設置

青梅市におけるDX人材を育成するための研修業務を委託するに当たり、その業務の履行に最も適した者の選定を厳正かつ公正に行うため、青梅市DX人材育成研修業務委託プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施方法をまとめた実施要領の策定に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査および契約の相手方となる候補者の選定に関すること。

3 組織

委員会は、次の各号に掲げる委員長、副委員長および委員により組織し、当該各号に掲げる者をもってこれに充てる。

- (1) 委員長 DX推進課長
- (2) 副委員長 職員課人事研修係長
- (3) 委員 次に掲げる者

ア DX推進課DX推進担当主査のうちDX推進課長が指名するもの 1人

イ 青梅市DX推進員設置要綱（令和5年4月1日実施）にもとづき設置されたDX推進員であって委員会への参加を希望するもの 2人

4 委員長および副委員長の職務

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長の命を受けて会務遂行を指揮する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の職員の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

6 報告

委員長は、委員会で選定した結果をまとめ、青梅市長（以下「市長」という。）に報告する。

7 庶務

委員会の庶務は、DX推進課において処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

9 実施期日等

この要綱は、令和5年6月6日から実施し、第6項の規定にもとづき選定した結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する。

青梅市RPA導入支援業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱

1 設置

青梅市におけるRPA導入支援業務を委託するに当たり、その業務の履行に最も適した者の選定を厳正かつ公正に行うため、青梅市RPA導入支援業務委託プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 定義

この要綱において、「RPA」とは、定型的な作業を人間がコンピュータに設定することで、自動かつ高速・正確に業務を行う技術を用いたソフトウェアロボットによる業務プロセスの自動化をいう。

3 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施方法をまとめた実施要領の策定に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査および契約の相手方となる候補者の選定に関すること。

4 組織

委員会は、次の各号に掲げる委員長、副委員長および委員により組織し、当該各号に掲げる者をもってこれに充てる。

- (1) 委員長 DX推進課長
- (2) 副委員長 次号アからカまでに掲げる委員が互選する者
- (3) 委員 次のアからカまでに掲げる者（前号の副委員長に互選された者を除く。）

ア 情報システム課の職員で所属長が指名するもの 1人

イ 職員課の職員で所属長が指名するもの 1人

ウ 市民課の職員で所属長が指名するもの 1人

エ 保険年金課の職員で所属長が指名するもの 1人

オ 清掃リサイクル課の職員で所属長が指名するもの 1人

カ 生活福祉課の職員で所属長が指名するもの 1人

5 委員長および副委員長の職務

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

6 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の職員の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

7 報告

委員長は、委員会で選定した結果をまとめ、青梅市長（以下「市長」という。）に報告する。

8 庶務

委員会の庶務は、DX推進課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

10 実施期日等

この要綱は、令和5年7月24日から実施し、第7項の規定にもとづき選定した結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する。

青梅市職員働き方改革推進プロジェクトチーム設置要綱

1 目的

この要綱は、青梅市職員働き方改革推進プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）の設置について必要な事項を定めることにより、青梅市職員（以下「職員」という。）の働き方改革にかかる必要な事項を検討し、もって職員のワークライフバランスおよび効率的な業務運営を推進することを目的とする。

2 所掌事項

チームは、職員の働き方改革に関する事項であって、職員のワークライフバランスに資するものの検討、実施の補助および結果の検証に関するものを所掌する。

3 組織

チームは、次に掲げる委員13人をもって組織する。

- (1) リーダー 職員課長

(2) サブリーダー 職員課安全衛生係長

(3) 委員 係長職以下の職員のうち、所属長が指名する者 11人

4 リーダーおよびサブリーダーの職務

(1) リーダーは、チームを代表し、チームの事務を総理する。

(2) サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

(1) チームの会議は、必要に応じてリーダーが招集し、リーダーが議長となる。

(2) リーダーは、必要があると認めるときは、委員以外の職員にチームの会議に出席させ、必要な意見または協力を求めることができる。

6 報告

チームは、チームの検討結果を青梅市長に報告する。

7 庶務

チームの庶務は、職員安全衛生担当課において処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、チームが定める。

9 実施期日

この要綱は、令和5年6月6日から実施する。

令和5年度青梅市地域公共交通事業者支援金交付要綱

1 目的

この要綱は、エネルギー価格の高騰により著しい影響を受けている公共交通事業者の金銭的負担を軽減することにより事業継続を支援し、もって市民の重要な移動手段である公共交通サービスの確保維持を図るため、予算の範囲内において、令和5年度青梅市地域公共交通事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条第1項の許可を受け、法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自

自動車運送事業を経営する者をいう。ただし、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項第4号に掲げる自動車運送事業を経営する者を除く。

(2) タクシー事業者 法第4条第1項の許可を受け、法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者をいう。ただし、福祉輸送に限定する事業を経営する者を除く。

(3) ケーブルカー事業者 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条第1項の許可を受け、鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第4条第6号に掲げる鋼索鉄道事業を経営する者をいう。

(4) 交通事業者 乗合バス事業者、タクシー事業者およびケーブルカー事業者をいう。

3 対象者

支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、交通事業者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 令和5年6月1日（以下「基準日」という。）において青梅市の区域内（以下「市内」という。）に営業所を置いて事業を営み、かつ、当該事業を継続する意向であること。

(2) 青梅市契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年4月1日実施）第2項第3号に掲げる暴力団等でないこと。

(3) 法人市民税または法人住民税（以下「法人住民税」という。（課税権が他市区町村にあるものについては、当該法人住民税））を滞納していないこと。（徴収猶予措置の手続をしている場合を除く。）

(4) その他支援金の目的に照らして適当でないと青梅市長（以下「市長」という。）が認める者でないこと。

4 交付額および交付回数

支援金の交付額は、次の各号に掲げる交付対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とし、支援金の交付は、1交通事業者につき1回限りとする。

(1) 乗合バス事業者 基準日において、市内の営業所に在籍する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する乗合バスの車両数に15万円を乗じて得た額（青梅市と乗合バス事業者との協定書に規定する公共負担の対象となる路線を運行する車両数を除く。）

(2) タクシー事業者 基準日において、市内の営業所に在籍する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供するタクシーの車両数に5万円を乗じて得た額

(3) ケーブルカー事業者 基準日において、市内の営業所に在籍する鋼索鉄道事業の用に供するケーブルカーの車両数に120万円を乗じて得た額

5 交付申請

支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和5年度青梅市地域公共交通事業者支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和5年6月30日までに市長に申請するものとする。ただし、第2号に掲げる書類については、令和4年度青梅市地域公共交通事業者緊急支援金交付要綱（令和4年9月1日実施）にもとづく交付申請において提出しているときは、申請書への添付を要しないものとする。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 法第4条第1項または鉄道事業法第3条第1項の許可を受けたことを証する書類の写し
- (3) 在籍車両の数が確認できる書類
- (4) 法人住民税に未納がないことを証明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

6 交付決定等

- (1) 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査して交付の可否を決定し、令和5年度青梅市地域公共交通事業者支援金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- (2) 市長は、前号の規定により交付の決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、速やかに支援金を交付するものとする。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

8 実施期日等

- (1) この要綱は令和5年6月1日から実施し、令和6年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、同要綱にもとづき交付決定された支援金に関して、同要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例による。

令和5年度集会施設省エネルギー機器更新支援補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、別に定めがあるもののほか、自治会がその区域内住民の集会の用に供するために設置する施設（以下「集会施設」という。）に対し、予算の範囲内で補

助金を交付することについて必要な事項を定め、もってエネルギー価格高騰の影響を受ける自治会の負担の軽減を図り住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 補助の対象経費

補助の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。ただし、当該集会施設につき、各号の経費ごとに1回限りの補助とする。

(1) 集会施設の既設照明をLED照明に更新するものに要する経費

(2) 集会施設の既設エアコンディショナーをより省エネルギー性能の高い機器に更新するものに要する経費

3 補助金の交付額

令和5年度集会施設省エネルギー機器更新支援補助金（以下「補助金」という。）の交付額は、300万円を限度として、前項に規定する補助対象経費の10分の8以内の額とする。ただし、1,000円未満は切り捨てるものとする。

4 補助金の交付申請

この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和5年度集会施設省エネルギー機器更新支援補助金交付申請書（様式第1号）を青梅市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

5 補助金の交付決定

市長は、前項に規定する交付申請があったときは、これを審査し、交付を適当と認めるときは、補助金の交付の可否を決定し、令和5年度集会施設省エネルギー機器更新支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

6 実績報告

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助事業が完了したときは、令和5年度集会施設省エネルギー機器更新支援補助金実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

7 交付額の確定

市長は、前項に規定する実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正と認められるときは、補助金の額を確定し、令和5年度集会施設省エネルギー機器更新支援補助金交付額確定通知書（様式第4号。以下「確定通知書」という。）を補助決定者に通知するものとする。

8 交付請求

補助決定者は、前項に規定する交付額の確定があったときは、補助金等交付請求書（以下「交付請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

9 補助金の支払

- (1) 市長は、前項の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。
- (2) 補助決定者は、前号の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、補助金の概算払を受けることができる。
- (3) 前号に規定する補助金の概算払を受けようとする補助決定者は、補助金の交付決定後に交付請求書を市長に提出しなければならない。
- (4) 補助金の概算払を受けた補助決定者は、確定通知書の受領後に補助金の精算を行い、令和5年度集会施設省エネルギー機器更新支援補助金精算報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

10 補助金の返還

市長は、第7項の規定により交付決定者に交付すべき補助金の額が確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、令和5年度集会施設省エネルギー機器更新支援補助金返還依頼書（様式第6号）を補助決定者に通知し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

11 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

12 実施期日等

- (1) この要綱は、令和5年6月1日から実施し、令和6年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例による。

第3期青梅市国民健康保険データヘルス計画等策定支援業務委託 および令和6年度国民健康保険医療費適正化事業業務委託にかかる プロポーザル選定委員会設置要綱

1 設置

第3期青梅市国民健康保険データヘルス計画および第4期青梅市特定健康診査等実施計画の策定支援業務ならびに令和6年度国民健康保険医療費適正化事業業務を委託するに当たり、その業務の履行に最も適した者の選定を厳正かつ公正に行うため、第3期青梅市国民健康保険データヘルス計画等策定支援業務委託および令和6年度国民健康保険医療費適正化事業業務委託にかかるプロポーザル選定委員会（以

下「委員会」という。)を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施方法をまとめた実施要領の作成に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査および契約の相手方となる候補者の選定に関すること。

3 組織

委員会は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

- (1) 委員長 市民部長
- (2) 副委員長 保険年金課長
- (3) 委員 健康課長、保険年金課給付係長、健康課特定健診係長および健康課主査

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員会は、必要があると認めたときは、委員会の会議に委員以外の職員の出席または資料の提出を求めることができる。

6 報告

委員長は、委員会で選定した結果をまとめ、青梅市長（以下「市長」という。）に報告する。

7 庶務

委員会の庶務は、保険年金課において処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

9 実施期日等

この要綱は、令和5年7月4日から実施し、第6項の規定にもとづき選定した結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する。

青梅市緑の基本計画策定支援業務委託にかかる 指名型プロポーザル選定委員会設置要綱

1 設置

青梅市緑の基本計画策定支援業務の実施に当たり、当該業務の履行に最も適した者の選定を厳正かつ公正に行うため、青梅市緑の基本計画策定業務委託にかかる指名型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施方法をまとめた実施要領の作成に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査および契約の相手方となる候補者の選定に関すること。

3 組織

委員会は、次に掲げる委員7人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもってこれに充てる。

- (1) 委員長 環境部長
- (2) 副委員長 公園緑地課長
- (3) 委員 企画政策課長、防災課長、環境政策課長、農林水産課長および都市計画課長

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 意見の聴取等

委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の職員等の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

7 報告

委員長は、委員会で選定した結果をまとめ、青梅市長（以下「市長」という。）に報告する。

8 庶務

委員会の庶務は、公園緑地課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定め

る。

10 実施期日等

この要綱は、令和5年6月23日から実施し、第7項の規定にもとづき選定した結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する。

令和5年度青梅市生活保護世帯に対する法外援護事業実施要綱

1 目的

この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）にもとづく保護を受けている世帯（以下「被保護世帯」という。）またはその世帯に属する学童もしくは生徒に対する各種給付金を、青梅市が予算の範囲内において支給することにより、本人および世帯の自立助長を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学童 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「教育法」という。）第1条に規定する学校および教育法第134条に規定する各種学校のうち、別表第1に掲げる学校に在学中の者をいう。
- (2) 生徒 教育法第1条に規定する学校および教育法第134条に規定する各種学校のうち、別表第2に掲げる学校に在学中の者をいう。
- (3) 春・夏・冬季健全育成費 被保護世帯の学童・生徒が春季、夏季および冬季休業中に実施される野外活動等に参加するときに要する経費をいう。
- (4) 学童服 学童・生徒の通学用被服をいう。
- (5) 運動衣 学童・生徒の体育授業に用いるトレーニングシャツ、パンツ等をいう。
- (6) 自立援助金 被保護世帯の生徒または就職に伴い被保護世帯から転出した生徒が、別表第2に掲げる学校を卒業と同時に継続的な就労に従事するときに支給されるものをいう。
- (7) 修学旅行支度金 学童または生徒に対し修学旅行に参加する際に必要な参加支度費をいう。

3 事業の種類、支給要件等

事業の種類は次の各号に掲げるものとし、その内容および支給要件は別表第3に掲げるものとする。

- (1) 春・夏・冬季健全育成費の支給

- (2) 学童服および運動衣の支給
- (3) 自立援助金の支給
- (4) 修学旅行支度金の支給
- 4 支給金額、支給時期および支給方法
支給金額、支給時期および支給方法は、別表第3に掲げるものとする。
- 5 その他
この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、青梅市長が別に定める。
- 6 実施期日等
この要綱は、令和5年6月1日から実施し、同年4月1日から適用する。ただし、令和6年4月1日にその効力を失うものとする。

令和5年度青梅市福祉施設等および医療機関等物価高騰支援給付金支給要綱

1 目的

この要綱は、エネルギー価格を含む物価の高騰が継続している経済情勢を踏まえ、青梅市内（以下「市内」という。）の介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、幼児教育・保育施設、民間学童保育所、子ども食堂、乳児院および児童養護施設（以下「福祉施設等」という。）ならびに病院、医科診療所、歯科診療所、保険薬局および柔道整復施術所（以下「医療機関等」という。）に対し、事業にかかる経済的負担の軽減を図るための給付金を支給することについて必要な事項を定め、もって福祉施設等および医療機関等の安定的な事業の継続支援を行うことを目的とする。

2 支給対象者

(1) 令和5年度青梅市福祉施設等および医療機関等物価高騰支援給付金（以下「給付金」という。）の支給対象は、次のアからコまでに掲げる要件を満たす市内の福祉施設等の設置者もしくは事業の実施者または医療機関等の開設者とする。ただし、令和5年12月28日までに当該要件を満たすこととなったものに限る。

ア 東京都（以下「都」という。）もしくは青梅市（以下「市」という。）から指定を受け、または都に登録もしくは届出を行っているものであって、次のいずれかに該当するものとする。ただし、(イ)に該当するもののうち、複数のサービス区分にかかる指定を受けている場合は、指定事業所番号ごとに取り扱うものとし、同一の指定事業所番号であっても、異なる住所地に所在する複数の施設においてサービスを提供している場合は、施設ごとに取り扱うものとする。

(ア) 別表第1の左欄に掲げる介護サービス事業所

(イ) 別表第2の左欄に掲げる障害福祉サービス事業所

イ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項の規定により青梅市長（以下「市長」という。）の確認を受け、適正な運営が確保されている、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園であって、同法第3条第3項の認定を受けた施設（東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）に規定する地方裁量型認定こども園を除く。）

ウ 私立学校法（昭和24年法律第270条）第3条に規定する学校法人または学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第6条の規定により学校法人以外の者が設置する同法第1条に規定する幼稚園

エ 児童福祉法第34条の8に規定する放課後児童健全育成事業を行う者のうち、青梅市放課後児童健全育成事業の届出に関する規則（平成28年規則第28号）第2条の事業開始届を届け出た事業者

オ 青梅市子ども食堂推進事業補助金交付要綱（平成31年4月1日実施）第2項に規定する子ども食堂

カ 児童福祉法第37条に規定する乳児院（グループホームを除く。）

キ 児童福祉法第41条に規定する児童養護施設（グループホームを除く。）

ク 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定による許可を受けた病院もしくは診療所または同法第8条の規定による届出がされている診療所

ケ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第4条第1項の規定による許可を受けた薬局

コ 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第19条第1項の規定による開設の届出がされている施術所

(2) 前号の規定にかかわらず、福祉施設等および医療機関等が次のアからエまでのいずれかに該当するときは、支給対象者としなない。

ア 国または地方公共団体が設置する福祉施設等または医療機関等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者が管理するものを含む。）であるとき。

イ 給付金の申請日時点において、休止または廃止により事業を実施していないとき。

ウ 給付金の申請日時点において、令和5年4月以降の利用者の受入れ実績、診療実績、保険調剤実績または利用者への施術実績が3月に満たないとき。

エ 市または都が実施する指導検査における文書指摘事項について、度重なる指

導にもかかわらず、改善しないときまたは改善の見込みがないとき。

3 支給金額

給付金の額は、別表第1から別表第4までの左欄に掲げるサービス区分、施設種別または医療機関等区分ごとに同表の右欄に定める支給金額とする。

4 給付金の申請

給付金の支給を受けようとする支給対象者（以下「申請者」という。）は、令和5年度青梅市福祉施設等および医療機関等物価高騰支援給付金支給申請書兼請求書（様式第1号）を、市長に提出するものとする。

5 支給決定等

(1) 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、速やかに給付金の支給の可否について決定し、令和5年度青梅市福祉施設等および医療機関等物価高騰支援給付金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(2) 市長は、前号の規定により給付金の支給を決定したときは、申請者に対し、速やかに給付金の支払を行うものとする。

6 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

7 実施期日等

(1) この要綱は、令和5年5月30日から実施し、令和6年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき支給決定された給付金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別表第1（第3項関係）

サービス区分	支給金額
介護老人福祉施設（入所定員150人以上）	700,000円
介護老人福祉施設（入所定員100人以上150人未満）	600,000円
介護老人福祉施設（入所定員100人未満）	500,000円
介護老人保健施設（短期入所療養介護を含む。）	600,000円
介護療養型医療施設	500,000円
介護医療院	500,000円
訪問介護（総合事業を含む。）	50,000円

訪問入浴介護（介護予防を含む。）	50,000円
訪問看護（介護予防を含む。）	50,000円
訪問リハビリテーション（介護予防を含む。）	50,000円
通所介護（総合事業を含む。）	100,000円
通所リハビリテーション（介護予防を含む。）	100,000円
福祉用具貸与	50,000円
特定入居者生活介護	200,000円
居宅介護支援	50,000円
地域密着型通所介護（総合事業を含む。）	100,000円
認知症対応型通所介護（介護予防を含む。）	100,000円
認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む。）	200,000円
小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む。）	200,000円
看護小規模多機能型居宅介護	200,000円
短期集中訪問型サービス(接（整）骨院によるサービス)	50,000円

別表第2（第3項関係）

サービス区分	支給金額
施設入所支援	500,000円
障害児入所支援	500,000円
短期入所	50,000円
共同生活援助	200,000円
自立訓練	100,000円
就労移行支援	100,000円
就労継続支援A型	100,000円
就労継続支援B型	100,000円
生活介護	100,000円
児童発達支援	100,000円
放課後等デイサービス	100,000円
居宅介護	50,000円

重度訪問介護	50,000円
同行援護	50,000円
行動援護	50,000円
就労定着支援	50,000円
計画相談支援	50,000円
障害児相談支援	50,000円
地域移行支援	50,000円
地域定着支援	50,000円

別表第3（第3項関係）

施設種別	支給金額
認定こども園（入所人数100人以上）	400,000円
認定こども園（入所人数50人以上100人未満）	300,000円
認定こども園（入所人数50人未満）	200,000円
幼稚園（入所人数100人以上）	400,000円
幼稚園（入所人数50人以上100人未満）	300,000円
幼稚園（入所人数50人未満）	200,000円
民間学童保育所	100,000円
子ども食堂	50,000円
乳児院	300,000円
児童養護施設	300,000円

備考 施設種別に定める入所人数は、令和5年4月1日現在の入所人数

とし、管外受託分（市の区域外に居住する児童であって、市の施設に入所しているものをいう。）も含むものとする。

別表第4（第3項関係）

医療機関等区分	支給金額
病院	500,000円
医科診療所および歯科診療所	100,000円
保険薬局	50,000円
柔道整復施術所	50,000円

青梅市障害者計画等検討委員会設置要綱

1 設置

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定にもとづく第6期青梅市障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定にもとづく第7期青梅市障害福祉計画および児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定にもとづく第3期青梅市障害児福祉計画（以下「障害者計画等」という。）の策定に当たり、必要な事項の検討を行うため、青梅市障害者計画等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、障害者計画等の策定に関し、必要な事項を検討する。

3 組織

委員会は、次に掲げる者につき、青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱する委員13人以内をもって組織する。

- (1) 保健・医療関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 障害当事者または家族
- (4) 指定障害福祉サービス事業者
- (5) 民生・児童委員
- (6) 学校教育関係者
- (7) 青梅市障害者地域自立支援協議会の代表

4 委員の任期

委員の任期は、委嘱の日から第8項に規定する報告のあった日までとする。

5 委員長および副委員長

- (1) 委員会に委員長および副委員長を置く。
- (2) 委員長および副委員長は、委員が互選する。
- (3) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 会議

委員会の会議は、必要に応じて市長が招集し、委員長が議長になる。

7 意見の聴取等

委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、または、資料の提出を求めることができる。

8 報告

委員長は、委員会の検討結果を市長に報告する。

9 庶務

委員会の庶務は、障がい者福祉課において処理する。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

11 実施期日等

この要綱は、令和5年6月22日から実施し、第8項に規定する報告のあった日の翌日をもって廃止する。

令和5年度青梅市新型コロナウイルスワクチン 接種促進支援事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱（令和2年10月23日付け健発1023第3号厚生労働省健康局長通知別紙）にもとづき、新型コロナウイルスワクチン個別接種（以下「ワクチン接種」という。）にかかる取組を行う診療所に対し、令和5年度青梅市新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定め、もって市民等へのワクチン接種を促進することを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 診療所 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所をいう。
- (2) 市民等 青梅市の区域内（以下「市内」という。）に在住する者および市内の診療所においてワクチン接種を受けようとする者をいう。

3 補助対象者

補助金の交付を受けることができる者は、市内に所在する診療所の開設者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第5項各号に規定する期間において、市民等に週100回以上のワクチン接種を4週間以上実施する者であること。

(2) 前号の場合において、それぞれの週の少なくとも1日は時間外（診療所が標ぼうする診療時間以外をいう。）、夜間（18時以降の時間をいう。）または休日（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）にかかるワクチン接種体制を用意している者であること。

4 補助金の額

補助金の額は、前項に規定するところにより、週100回以上のワクチン接種をした週における当該接種回数に、2,000円を乗じて得た額とする。

5 補助対象期間

補助金の対象となる期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 令和5年5月1日から同年7月2日まで
- (2) 令和5年7月3日から同年8月31日まで

6 補助金の交付申請

(1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和5年度青梅市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業協力金交付申請書兼請求書（様式第1号）に新型コロナウイルスワクチン接種の実施報告書（様式第2号）を添付し、青梅市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

(2) 前号の規定による交付申請は、前項各号に規定する期間ごとに、当該期間の最後の日が属する月の翌々月の5日までに行わなければならない。

7 補助金の交付決定等

(1) 市長は、前項第1号の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、速やかに補助金の交付の可否について決定し、令和5年度青梅市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業協力金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(2) 市長は、前号の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、速やかに補助金の支払を行うものとする。

8 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

9 実施期日等

(1) この要綱は、令和5年7月11日から実施し、同年5月1日から適用する。ただし、令和6年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例による。

令和5年度青梅市電力、ガス、食料品等 価格高騰支援給付金支給事業実施要綱

1 目的

この要綱は、青梅市（以下「市」という。）において、物価、賃金、生活の総合対策として、電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯等に対して臨時的な措置として実施する、令和5年度青梅市電力、ガス、食料品等価格高騰支援給付金（以下「給付金」という。）支給事業（以下「支給事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 支給対象者

(1) 給付金の支給対象者は、令和5年6月1日（以下「基準日」という。）において、次のいずれにも該当する者とする。

ア 市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）

イ 令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯（同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和5年度分の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者または市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯）の世帯主

(2) 前号の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等（地方税法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者、同項第9号に規定する扶養親族、同法第32条第3項に規定する青色事業専従者または同条第4項に規定する事業専従者をいう。）のみで構成される世帯および租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。

3 支給額

前項の規定により支給対象者に対して支給する給付金の金額は、1世帯当たり3万円とする。

4 受給権者

(1) 給付金の受給権者は、第2項の規定により支給対象となる世帯の世帯主とする。

ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいるときは、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。

- (2) 前号の規定にかかわらず、配偶者その他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）および老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

5 給付金の支給区分

給付金の支給区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) プッシュ型支給 第2項に規定する支給対象者のうち、次のいずれにも該当するもの（以下「プッシュ型支給対象者」という。）に対し、青梅市長（以下「市長」という。）が給付金の支給の申込みを行い、これに対し受給拒否の申出がないことをもって市長が給付金の支給決定をすることをいう。

ア 令和4年度青梅市住民税非課税世帯等に対する電力、ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業実施要綱（令和4年11月1日実施）にもとづく給付金の支給を受けた者

イ 令和5年1月2日以降に転入（住民基本台帳法第22条第1項に規定する転入をいう。）をした者がいない世帯の世帯主

- (2) 申請による支給 前号に規定する支給の対象とならない場合において、給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）から申請を受けることにより、給付金の支給決定をすることをいう。

6 プッシュ型支給の申込み等

- (1) 市長は、プッシュ型支給対象者に対し、令和5年度青梅市電力、ガス、食料品等価格高騰支援給付金の支給のお知らせ（様式第1号）を送付し、給付金の支給の申込みを行うものとする。

- (2) 支給の申込みを受けたプッシュ型支給対象者は、令和5年度青梅市電力、ガス、食料品等価格高騰支援給付金受給拒否の届出書（様式第2号）により受給の拒否または令和5年度青梅市電力、ガス、食料品等価格高騰支援給付金支給口座登録等の届出書（様式第3号）により登録口座の変更を申し出ることができる。

- (3) 市長は、プッシュ型支給対象者が別に定める期間内に前号に規定する受給の拒否を申し出ないときは、市からの支給に同意したものとみなし、速やかに給付金を支給するものとする。

7 申請による支給にかかる手続および方式

- (1) 市長は、申請者に対し、令和5年度青梅市電力、ガス、食料品等価格高騰支援給付金支給要件確認書（様式第4号。以下「確認書」という。）を送付するものとする。
- (2) 申請者は、確認書に本人確認書類および振込先口座確認書類を添付し、申請するものとする。
- (3) 市長は、前号に規定する確認書を受理したときは、内容を審査の上、支給の可否を決定するものとする。
- (4) 申請による支給は、次に掲げる方式により行うものとする。ただし、ウに掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないとき、金融機関から著しく離れた場所に居住しているときその他アまたはイに掲げる方式による支給が困難なときに限るものとする。
 - ア 郵送申請方式 申請者が確認書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
 - イ 窓口申請方式 申請者が確認書を市の窓口へ提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
 - ウ 現金受領方式 申請者が確認書を郵送により、または市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

8 代理による申請

- (1) 次のアからウまでに掲げる者は、申請者に代わり、代理人として第6項の規定による届出書の提出または前項の規定による支給の申請を行うことができる。
 - ア 基準日時点における受給権者の属する世帯の世帯構成者
 - イ 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および代理権付与の審判がなされた補助人）
 - ウ 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者
- (2) 代理人が支給の申請をするときは、当該代理人は、確認書に加え、委任状を提出するものとする。
- (3) 前号の規定による支給の申請をするときは、市長は、公的身分証明書の写し等の提出または提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。
- (4) 代理人が第1号アに規定する者にあつては、住民基本台帳により、同号イおよびウに規定する者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

9 申請受付開始日等

- (1) 給付金の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。
- (2) 確認書の提出期限は、令和5年9月30日とする。

10 支給事業に関する周知

市長は、支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の支給事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

11 申請が行われなかった場合等の取扱い

- (1) 市長が前項の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第9項第2号の提出期限までに第7項の規定による申請が行われなかった場合、支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。
- (2) 市長が第6項第3号または第7項第3号の規定により支給を行うこととした後、確認書等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責めに帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

12 不当利得の返還

市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

13 受給権の譲渡または担保の禁止

給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

14 その他

この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

15 実施期日等

- (1) この要綱は、令和5年6月15日から実施する。ただし、令和6年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき給付を受けた給付金に関して、この要綱の廃止後に必要となる返還の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別記（第4項関係）

1 配偶者その他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

- (1) 次に掲げる事例であって、かつ、次号に規定する申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時時点で申出者が市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の給付金については、市から支給する。

- ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）または婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしている入所者を含む。）およびその同伴者であって、基準日において市に住民票を移していないもの
- イ 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの
- (2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次のアからエまでに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。
- ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条にもとづく保護命令（同条第1項第1号にもとづく接近禁止命令または同項第2号にもとづく退去命令）が出されていること。
- イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所または婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。ただし、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所および市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）、行政機関および関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱うものとする。
- ウ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）にもとづく支援措置の対象となっていること。
- エ アからウまでに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められること（婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。）。
- 2 措置入所等児童の取扱い
- 基準日において、次の各号のいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）および児童以外の者（基準日時点で原則と

して満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。）および第6号に規定する母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）については、市における申請・受給権者とする。

- (1) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者または同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（同法第6条に規定する保護者をいう。次号において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、もしくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、または同法第27条第1項第3号もしくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設もしくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設または児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所または指定発達支援医療機関への入院をしている者および保護者の疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）
- (3) 身体障害者福祉法第18条第2項もしくは知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）またはのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設もし

くは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、または売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者および一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定および社会的養護自立支援事業等の実施について（平成29年3月31日付け雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により入居している者に限る。）

(6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設に入所している者（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

3 入所措置等が採られている障害者・高齢者の取扱い

次の各号のいずれかに該当する措置入所等障害者および措置入所等高齢者（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であつて、基準日において、市に住民基本台帳に記録されている者については、市における申請・受給権者とする。ただし、市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当部署から給付金担当部署に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

(1) 措置入所等障害者とは、身体障害者福祉法第18条第1項もしくは第2項または知的障害者福祉法第15条の4もしくは第16条第1項第2号の規定による措置が採られている者（措置が採られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人および代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

(2) 措置入所等高齢者とは、老人福祉法第10条の4第1項および第11条第1項の規定による入所等の措置等が採られている者（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないホームレスまたは事実上ネットカフェに寝泊まりしている者であつて、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていないものについて、

基準日の翌日以降、市において住民基本台帳に記録されたときは、市における申請・受給権者とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己またはその未成年の子等が無戸籍であると市に申し出た者について、法務局等において無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、市における申請・受給権者とする。

令和5年度青梅市ひとり親世帯の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業実施要綱

1 目的

この要綱は、食費等の物価高騰により、経済的な損害を受けた低所得の子育て世帯を支援するため、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領（令和5年4月10日付けこ支家第13号こども家庭庁支援局長通知別紙）にもとづき、青梅市ひとり親世帯の子育て世帯生活支援特別給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 支給要件

青梅市（以下「市」という。）は、次に掲げる者（すでに他の都道府県、市（特別区を含む。）または福祉事務所を管理する町村から給付金と同種の金銭を受けている者を除く。以下「支給対象者」という。）に対し、給付金を支給するものとする。

- (1) 令和5年3月分または4月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受けている者（その全部を支給しないこととされている者を除く。以下「児童扶養手当受給者」という。）
- (2) 令和5年3月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）のうち、法第13条の2の規定にもとづき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者（以下「法第13条の2支給停止者」という。）または法第6条の規定にもとづく青梅市長（以下「市長」という。）の認定を受けた場合に法第13条の2の規定にもとづき児童扶養手当の全部または一部を支給しないこととなることが想定されている者であって、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、令和3年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たすもの（以下「公的年金給付等受給者」という。）

<p>① 法第4条第1項第1号ロまたは二に該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロまたは二に該当し、かつ、父がない児童その他児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「令」という。)で定める児童の養育者を除く受給資格者</p>	<p>法第9条第1項で定める児童扶養手当の一部支給にかかる支給制限限度額に相当する収入額未満であること(収入には、当該受給資格者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含み、当該受給資格者が母である場合であってその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、または当該受給資格者が父である場合であってその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、令第2条の4第6項で定めるところにより、当該受給資格者が当該費用の支払を受けたものとみなして、収入の額を計算するものとする。)</p>
<p>② 令で定める児童の養育者である受給資格者</p>	<p>法第9条の2で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満であること(収入には、当該受給資格者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含む。)</p>
<p>③ 受給資格者の配偶者または当該受給資格者が父もしくは母である場合にあっては当該受給資格者の民法(明治29年法律第89号)第87条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で当該受給資格者と生計を同じくするものもしくは当該受給資格者が養育者である場合にあっては当該受給資格者の扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するもの</p>	<p>法第10条または第11条で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満であること(収入には、左欄に掲げる者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含む。)</p>

(3) 申請時点において、令和5年3月分の児童扶養手当にかかる法第6条の規定にもとづく市長の認定を受けていない受給資格者（公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者を除く。）を除く。）または法第9条から第11条までの規定にもとづき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であって、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、前号の表の左欄に掲げる区分に応じ、急変後1年間の収入見込額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者その他前2号に規定する者と同様の事情にあると認められるもの（以下「家計急変者」という。）

(4) 第2号に規定する公的年金給付等受給者または前号に規定する家計急変者に該当する者であっても、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領（令和5年4月10日付けこ支家第14号こども家庭庁支援局長通知別紙）にもとづき支給される給付金（以下「ひとり親世帯以外の子育て世帯給付金」という。）の支給をすでに受けているものまたはひとり親世帯以外の子育て世帯給付金の実施主体が支給を決定したものについては、支給対象者には含まないものとする。

(5) 第1号から第3号までの規定にかかわらず、給付金は、支給対象者が次のアからウまでに掲げる者に該当する場合について、当該アからウまでに掲げる者の法第4条に規定する支給要件に該当する児童（以下「監護等児童」という。）であった者に対して支給するものとする。ただし、すでに当該アからウまでに掲げる者に対して給付金が支給されている場合は、この限りでない。

ア 児童扶養手当受給者および公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者に限る。）であって、令和5年3月1日以後に死亡したもの（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）

イ 公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者を除く。）であって、令和5年3月28日以後に死亡したもの（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）

ウ 家計急変者であって、給付金の申請後、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡したもの

3 支給額

給付金は、支給対象者に対して、5万円を1回に限り支給するものとする。ただし、監護等児童が2人以上である支給対象者に支給する給付の額は、これに監護等児童のうち1人以外の監護等児童につきそれぞれ5万円を加算した額とする。

4 児童扶養手当受給者に対する給付金の支給の申込み等

(1) 市は、児童扶養手当受給者に対し、給付金の支給の申込みを行うものとする。

(2) 児童扶養手当受給者は、前号の申込みを受けたときは、青梅市ひとり親世帯の子育て世帯生活支援特別給付金受給拒否の届出書（様式第1号）により給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

(3) 市長は、第1号の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、児童扶養手当受給者に対し、給付金を支給するものとする。ただし、前号の規定による届出があったときは、この限りでない。

5 児童扶養手当受給者に対する給付金の支給の方式

児童扶養手当受給者に対する市による給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合において、第3号に掲げる方式は、児童扶養手当受給者が金融機関に口座を開設していないとき、金融機関から著しく離れた場所に居住しているときその他第1号または第2号に掲げる方式による支給が困難なときに限り行うことができるものとする。

(1) 児童扶養手当口座振込方式 令和5年3月分の児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 前項第3号の支給決定前までに、児童扶養手当受給者が青梅市ひとり親世帯の子育て世帯生活支援特別給付金支給口座登録等の届出書（様式第2号）により、市に前号の指定口座の変更の届出を提出し、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式

(3) 窓口交付方式 指定口座への振込みによる支給が困難である場合に、市が市の窓口で現金を交付することにより支給する方式

6 公的年金給付等受給者および家計急変者に対する給付金にかかる申請受付開始日および申請期限

(1) 公的年金給付等受給者および家計急変者に対して支給する給付金にかかる市の申請受付開始日は、次項第2号アからウまでに掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

(2) 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和6年2月29日までとする。

7 公的年金給付等受給者および家計急変者に対する給付金にかかる申請および支給の方式

(1) 公的年金給付等受給者および家計急変者に対する給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、青梅市ひとり親世帯の子育て世帯生活支援特別給付金申請書（請求書）（様式第3号。以下「給付金申請書」という。）により申請を行うものとする。

(2) 申請者による申請およびこれにもとづく市による支給は、次のアからウまでに掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合において、ウに掲げる方

式は、申請者が金融機関に口座を開設していないとき、金融機関から著しく離れた場所に居住しているときその他アまたはイに掲げる方式による支給が困難なときに限り行うものとする。

ア 郵送申請口座振込方式 申請者が給付金申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

イ 窓口申請口座振込方式 申請者が給付金申請書を市の窓口に出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

ウ 窓口交付方式 申請者が給付金申請書を郵送により、または市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(3) 市長は、第1号の規定による給付金申請書による申請に、戸籍謄本、簡易な収入（見込）額の申立書または簡易な所得（見込）額の申立書（様式第4号）、給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を添付させることにより、申請者が第2項の要件を満たす者であるかについて確認を行うとともに、必要に応じて公的身分証明書の写し等を提出または提示させることにより、当該申請者の本人確認を行うものとする。

8 代理による申請

代理により前項第1号の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められるものその他市長が適当と認めるものとする。

9 申請者に対する支給の決定

(1) 市長は、第7項第1号の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給の可否を決定するものとする。

(2) 市長は、前号の規定により給付金の支給を決定したときは、申請者に対し、第7項第2号アからウまでに掲げる方式により給付金を支給するものとする。

10 給付金の支給等に関する周知

市長は、この事業の実施に当たり、支給対象者の範囲、監護等児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知を行うものとする。

11 申請が行われなかった場合等の取扱い

(1) 市長が前項の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請者から第6項第2号の申請期限までに第7項第1号の申請が行われなかった場合、当該申請者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(2) 市長が第4項第3号の規定による支給決定を行った後、市が把握する令和5年3月分の児童扶養手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合にあっては、当該届出をした指定口座とする。）に給付金の支給

として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約、変更等の事由により令和6年3月31日までに完了できない場合は、同項第2号の届出があったものとみなす。

(3) 市長が第9項第1号の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないうことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により令和6年3月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

12 不当利得の返還

市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者または偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

13 受給権の譲渡または担保の禁止

給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

14 その他

この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

15 実施期日等

(1) この要綱は、令和5年5月12日から実施する。ただし、令和6年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき支給された給付金に関して、この要綱の失効後に必要となる給付金の返還等の手続に関しては、なお従前の例による。

令和5年度青梅市ひとり親世帯以外の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業実施要綱

1 目的

この要綱は、食費等の物価高騰により、経済的な損害を受けた低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く。）を支援するため、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領（令和5年4月10日付けこ支家第14号こども家庭庁支援局長別紙）にもとづき、青梅市ひとり親世帯以外の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業実施要綱（以下「本給付金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 支給要件

(1) 青梅市（以下「市」という。）は、次の要件のいずれかに該当する者（以下「支

給対象者」という。) に対し、本給付金を支給するものとする。

ア 令和4年度新型コロナウイルス感染症対策青梅市ひとり親世帯以外の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業実施要綱(令和4年6月27日実施)(以下「令和4年度給付金実施要綱」という。)にもとづき、令和4年度に支給された給付金(以下「令和4年度給付金」という。)の支給対象者である者(以下「令和4年度給付金支給対象者」という。)

イ 令和4年度給付金支給対象者以外の者で、次項第1号に規定する対象児童(本給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。)を養育する者であって、食費等の物価高騰の影響を受けて令和5年1月以降の家計が急変し、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による令和5年度分の市町村民税均等割(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)が課されていない者または市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者と同様の事情にあると認められるもの(当該者の1年間の収入見込額(令和5年1月から令和6年2月までの任意の1月の収入に12を乗じて得た額をいう。)または1年間の所得見込額(当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。)が市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である者をいう。)

(2) 市は、前号アに該当する者については、令和4年度給付金にかかる支給事務(令和4年度給付金実施要綱第5項第1号に定める低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)受給拒否の届出書の受理を含む。)を行った場合に、同号イに該当する者については、申請時点で市に居住する場合に、当該者への本給付金の支給を実施するものとする。

(3) 前2号の規定にかかわらず、本給付金が支給されるまでの間に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる場合に該当することとなったものの養育する児童その他当該児童にかかる本給付金の支給を受ける者として適当と認められるものに対して支給するものとする。

令和4年度給付金を受給した者(以下「令和4年度給付金受給者」という。)のうち、令和4年度給付金実施要綱に規定する児童手当等受給・非課税者(以下同じ。)	令和4年4月1日以後に死亡した場合
令和4年度給付金受給者のうち、令和4年度給付金実施要綱に規定する新規児童手当等受給・非課税者(以下同じ。)	支給要件に該当することが確認された日の翌日以後に死亡した場合

令和4年度給付金実施要綱に規定するその他の 児童養育者・家計急変者等	申請後これに対する支給が 行われるまでの間に死亡し た場合
---------------------------------------	-------------------------------------

(4) 前2号の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかに該当する者には、本給付金を支給しないものとする。

ア 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者

イ 法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等の設置者

ウ 法人

3 対象児童

(1) 本給付金の対象児童は、平成17年4月2日（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「施行令」という。）別表第3に定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当をいう。以下同じ。）の支給額の算定の基礎となっている者については、平成15年4月2日、ただし、令和4年度給付金の支給額の算定の基礎となっている者については、平成16年4月2日（施行令別表第3に定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者については、平成14年4月2日））から令和6年2月29日までの間に出生した児童（日本国内に住所を有する者または児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第1条に定める理由により日本国内に住所を有しない者に限る。）とする。

(2) すでに支給の決定がされている低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領（令和5年4月10日付けこ支家第13号こども家庭庁支援局長別紙）にもとづく給付金または本給付金の算定の基礎とされた児童は、対象児童から除くものとする。

(3) 児童が異なる児童手当等受給・非課税者または新規児童手当等受給・非課税者に養育されている場合、当該児童は、児童手当（法による児童手当（法附則第2条第1項に規定する特例給付を含む。）をいう。以下同じ。）の受給にかかる対象児童とし、特別児童扶養手当の受給にかかる対象児童から除かれるものとする。

4 支給額

本給付金の支給額は、対象児童1人につき5万円とする。

5 市からの申込みによる支給

(1) 青梅市長（以下「市長」という。）は、令和4年度給付金支給対象者（令和4年

度給付金実施要綱第5条第1項に定める「給付金受給拒否の届出書」の届出があった者を含む。) に対し、本給付金の支給の申込みを行い、受給の意向を確認した上で、本給付金の支給を決定するものとする。この場合において、受給を希望しない支給対象者は、青梅市ひとり親世帯以外の子育て世帯生活支援特別給付金受給拒否の届出書(様式第1号)により届出を行うものとする。

(2) 市長は、前号の支給の決定がされた後、次に掲げる方式のいずれかにより、速やかに支給対象者に対し、本給付金を支給するものとする。この場合において、ウに掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他次のアからウまでに掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うものとする。

ア 令和4年度給付金支給口座振込方式 令和4年度給付金振込時に指定していた児童手当または特別児童扶養手当の支給口座に振り込む方式

イ 指定口座振込方式 前号の支給決定までに、支給対象者が市に青梅市ひとり親世帯以外の子育て世帯生活支援特別給付金支給口座登録等の届出書(様式第2号。以下「支給口座登録等届出書」という。)を提出し、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式

ウ 窓口交付方式 口座への振込みによる支給が困難である場合に、支給対象者が市に支給口座登録等届出書を提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

6 申請受付開始日および申請期限

(1) 申請による本給付金の支給にかかる市の申請受付開始日は、次項第2号アからウまでに掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

(2) 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和6年2月29日までとする。ただし、令和6年3月分の児童手当または特別児童扶養手当の認定または額の改定の認定の請求をした者等への支給の申請については、令和6年3月15日までとする。

7 申請による支給

(1) 申請により本給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、青梅市ひとり親世帯以外の子育て世帯生活支援特別給付金申請書(請求書)(様式第3号。以下「給付金申請書」という。)により申請を行うものとする。

(2) 申請者による申請およびこれにもとづく市による支給は、次に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合において、ウに掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他アまたはイに掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うも

のとする。

ア 郵送申請口座振込方式 申請者が給付金申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

イ 窓口申請口座振込方式 申請者が給付金申請書を市の窓口に出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

ウ 窓口交付方式 申請者が給付金申請書を郵送により、または市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(3) 市長は、第1号の規定による申請の際、必要に応じて、戸籍謄本ならびに簡易な収入見込額の申立書または簡易な所得見込額の申立書（様式第4号）および給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該申請者が第2項の要件を満たす者であるかについて確認を行うものとする。

(4) 市長は、第1号の規定による申請の際、公的身分証明書の写し等を提出させ、または提示させること等により、当該申請者の本人確認を行うものとする。

8 代理による申請

代理により前項第1号の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められるものその他市長が別に定める方法により適当と認めるものとする。

9 申請者に対する支給の決定

市長は、第7項第1号の規定により提出された給付金申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請者に対し、第7項第2号アからウまでに掲げる方式により本給付金を支給するものとする。

10 本給付金の支給等に関する周知

市長は、本給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象者および支給対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による市民への周知を行うものとする。

11 申請が行われなかった場合等の取扱い

(1) 市長が前項の規定による周知を行ったにもかかわらず、本給付金の支給対象者から第6項第2号の申請期限までに第7項第1号の申請が行われなかった場合、当該本給付金の支給対象者が本給付金の支給を受けることを辞退したものとみなすものとする。

(2) 市長が第5項第1号の規定による支給決定を行った後、市が把握する児童手当または特別児童扶養手当の振込時における指定口座（支給決定までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては、当該届出をした指定口座とする。）に本給付金の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込み

が口座解約・変更等の事由により令和6年3月31日までに完了できない場合は、本件契約は解除されるものとする。

(3) 市長が第9項の規定による支給決定を行った後、給付金申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、補正が行われないことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により令和6年3月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなすものとする。

12 不当利得の返還

市長は、本給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者または偽りその他不正の手段により本給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った本給付金の返還を求めるものとする。

13 受給権の譲渡または担保の禁止

本給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

14 その他

この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

15 実施期日等

(1) この要綱は、令和5年5月12日から実施する。ただし、令和6年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき支給された本給付金に関して、この要綱の失効後に必要となる本給付金の返還等の手続に関しては、なお従前の例による。

令和5年度青梅市私立幼稚園送迎バス等 安全対策支援事業費補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、東京都私立幼稚園等送迎バス等安全対策支援事業費補助金交付要綱（令和5年2月13日付け4生私振第1544号）にもとづき、私立幼稚園の子どもの安全・安心を確保するため、送迎バスの置き去り防止および送迎バス以外の事故防止に向けた取組にかかる事業に対し、青梅市（以下「市」という。）が予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この要綱において「私立幼稚園」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）

第1条に規定する幼稚園（国および地方公共団体以外の者が設置するものに限る。）であって、東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）第3条第1号に規定する幼稚園型認定こども園を含むものをいう。

3 補助対象者

令和5年度青梅市私立幼稚園送迎バス等安全対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の補助対象者は、市の区域内に所在する私立幼稚園とする。

4 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業であって、私立幼稚園が実施するものとする。

(1) 送迎バスの子どもの置き去り防止事業（次のアからウまでのいずれかに該当するものとする。）

ア 送迎バスへの安全装置の設置

イ こどものバス送迎・安全徹底マニュアル（令和4年10月12日付け内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省作成）等にもとづく研修の実施、マニュアルの作成等

ウ その他送迎バスの安全点検、改修等の置き去り防止にかかる取組

(2) 送迎バス以外の子どもの事故防止事業（次のアおよびイのいずれかに該当するものとする。）

ア 送迎バス以外の施設外および施設内活動時の置き去り、見失い、飛び出し等の事故防止対策

イ 睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入費等

5 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、前項に規定する補助対象事業を実施するために支出する経費で、別表の1および2に定めるものとする。ただし、令和4年度青梅市私立幼稚園等送迎バス等安全対策支援事業費補助金交付要綱（令和5年3月27日実施）（以下「令和4年度要綱」という。）にもとづき補助金の交付を受けた補助対象事業であって、同一のものにかかる経費については、対象外とする。

6 補助金の交付額

補助金の交付額は、別表の1および2の区分に定める補助基準額と前項に規定する補助対象経費として市が支出した額とを比較して、いずれか少ない方の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、令和4年度要綱にもとづき補助金の交付を受けた補助対象事業について補助金の交付を受けようとする場合は、その受給した補助金の額を差し引いた金額を補助対象経費とする。

7 補助対象期間

補助金の対象期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

8 交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和5年度青梅市私立幼稚園送迎バス等安全対策支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、青梅市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

9 交付決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査の上、速やかに補助金交付の可否について決定し、令和5年度青梅市私立幼稚園送迎バス等安全対策支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

10 申請内容の変更等

(1) 前項の規定による交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、令和5年度青梅市私立幼稚園送迎バス等安全対策支援事業費補助金事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

(2) 市長は、前号の規定による申請があった場合において、当該申請内容を審査し、これを適当と認めるときは、令和5年度青梅市私立幼稚園送迎バス等安全対策支援事業費補助金事業（変更・中止・廃止）承認書（様式第4号）により通知するものとする。

11 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、令和5年度青梅市私立幼稚園送迎バス等安全対策支援事業費補助金実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

12 補助金の額の確定

市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、令和5年度青梅市私立幼稚園送迎バス等安全対策支援事業費補助金額確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

13 財産処分の制限

- (1) 補助事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号および第5号の規定により処分を制限する取得財産等ならびに同令第14条第1項第2号の規定により処分を制限する期間は、文部科学大臣が別に定める期間とする。
- (2) 補助事業者は、前号に定める期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに、当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。
- (3) 市長は、補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があったときに、必要があると認める場合は、その収入の全部または一部を市に納付させるものとする。

14 消費税仕入控除税額の取扱い

- (1) 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金にかかる消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに青梅市消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、前号の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部または一部の返還を命ずるものとする。

15 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

16 実施期日等

- (1) この要綱は、令和5年5月30日から実施し、令和5年4月1日から適用する。ただし、令和6年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる補助金の交付等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別表（第5項、第6項関係）

補助対象経費	補助基準額
1 送迎バスの子どもの置き去り防止事業	1台当たり
(1) 送迎バス用の安全装置の設置 私立幼稚園の設置者が行う安全装置の設置に要する経費（需	100万円

<p>用費、備品購入費、委託料、役務費、リース料等)。ただし、送迎バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドライン(令和4年12月20日付け国土交通省策定)に適合する性能基準を満たしたものに限るものとする。</p> <p>(2) こどものバス送迎・安全徹底マニュアル(令和4年10月12日付け内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省作成)等にもとづく研修の実施、マニュアルの作成等</p> <p>私立幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)の設置者による安全装置の導入に伴う、外部講師による研修の実施やマニュアル等の作成に要する経費(需用費、講師謝礼等)</p> <p>(3) その他送迎バスの安全点検、改修等の置き去り防止にかかる取組</p> <p>私立幼稚園の設置者による送迎バスの安全点検、改修等に要する経費(需用費、備品購入費、委託料、役務費、工事費、リース料等)</p>	
<p>2 送迎バス以外の子どもの事故防止事業</p> <p>(1) 施設外および施設内活動時の置き去り、見失い、飛び出し等の事故防止対策</p> <p>私立幼稚園の設置者による施設外・施設内の活動時の置き去り、見失い、飛び出し等の事故防止対策に資する経費(需用費、備品購入費、委託料、役務費、工事費等)。この場合において、送迎バスによる園児の送迎を行っている施設については、送迎バスの置き去り事故防止対策を適切に講じることを補助要件とする。</p> <p>(2) 睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等</p> <p>私立幼稚園の設置者による次に掲げる睡眠中の事故防止に資する機器の導入等に要する経費(需用費、リース料、委託料、役務費等)</p> <p>ア 児童対象については、0歳から2歳までの児童を対象とする。ただし、3歳以上の児童であっても、当該児童の発育状況等により、対象機器を使用する必要があると市長が認める場合は、この限りでない。</p> <p>イ 対象機器については、前アに定める対象児童の睡眠中の事故を防止するために、睡眠中の児童の体の動きや向きを検知</p>	<p>1 施設当たり 100万円</p>

するなどの機能を持つ機器その他これらと同等の機能を持つ機器（午睡チェック、無呼吸アラーム等）とする。

ウ 機器の選定に当たっては、私立幼稚園において、医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）にもとづく医療機器の製造販売の承認等がなされていることや保育所等での導入実績があることなど、安全性等を十分に考慮した上で決定したものとする。

エ 機器を導入した場合においても、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成28年3月31日付け府子本第192号内閣府子ども・子育て本部参事官、27文科初第1789号文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、雇児保発0331第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保健課長通知別添）等にもとづき、安全な保育環境の確保に努めること。

オ 機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合および機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は、対象外とする。

カ 送迎バスによる園児の送迎を行っている施設については、バスの置き去り事故防止対策を適切に講じることを補助要件とする。

令和5年度青梅市保育所等における 学校110番事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、青梅市の区域内（以下「市内」という。）の保育所等に対し、非常通報装置（以下「学校110番」という。）の導入または機器更新にかかる費用の一部を助成することにより、児童、職員および地域住民の安全確保の徹底を図ることを目的とする。

2 補助対象施設

令和5年度青梅市保育所等における学校110番事業補助金（以下「補助金」という。）の対象となる施設（以下「保育所等」という。）は、国、地方公共団体以外の者が市内に設置する施設または実施する事業であって、次の各号いずれかに該当

するものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所
- (2) 東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付け12福子推第1157号）にもとづき東京都知事が認証する認証保育所
- (3) 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

3 補助対象事業

補助金の対象事業は、保育所等が令和5年度内に学校110番の機器の導入または更新を完了し、かつ、支払を完了するものとする。

4 補助対象経費

補助金の対象経費および基準額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で補助する。ただし、老朽化等に伴う機器更新は、補助対象外とする。

5 補助金の交付額

補助金の交付額は、補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を差し引いた額を比較していずれか少ない額とする。ただし、1,000円未満は、切り捨てるものとする。

6 交付申請

補助金の交付を受けようとする保育所等（以下「申請者」という。）は、青梅市保育所等における学校110番事業補助金交付申請書（様式第1号）により青梅市長（以下「市長」という。）に申請しなければならない。

7 交付決定

市長は、前項の規定により申請があった場合、審査の上、速やかに補助金交付の可否について決定し、当該申請者にその旨を通知する。

8 申請内容の変更等

- (1) 前項により決定された申請内容の変更（軽微なものを除く。）および中止または廃止をする場合は、青梅市保育所等における学校110番事業補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第2号）によりあらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (2) 市長は、前号に規定する申請書の内容について審査し、適当と認めたときは、当該申請者にその旨を通知する。

9 実績報告

保育所等は、第3項に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）が完了したときは、速やかに青梅市保育所等における学校110番事業補助金実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

10 補助金の額の確定

市長は、前項の規定により実績報告書の提出があった場合には、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該保育所等に通知する。

11 補助金の支払等

- (1) 前項に規定する確定通知書を受領した保育所等は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、前号に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

12 財産処分の制限

補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（令和5年4月1日付けこども家庭庁告示第9号）に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

13 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

14 実施期日等

- (1) この要綱は、令和5年5月30日から実施し、同年4月1日から適用する。ただし、令和6年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる補助金の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別表（第4項関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助基準額
保育所等における学校110番事業	1 学校110番の新規設置にかかる備品の購入費、工事費等の経費	1か所あたり 30万円
	2 令和4年4月1日時点において学校110番を設置している補助対象施設が次のいずれかに該当する場合における機器の取替えにかかる備品の購入費、工事費等の経費	

	<p>ア 警察機関指令台回線の I P 網への移行に伴い、やむを得ず機器の取替えが必要な場合</p> <p>イ 電波法（昭和 2 5 年法律第 1 3 1 号）の一部改正に伴い、やむを得ず機器の取替えが必要な場合</p>	
--	--	--

青梅市創業者応援事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、産業競争力強化法（平成 2 5 年法律第 9 8 号。以下「法」という。）にもとづく認定特定創業支援等事業の支援を受け、青梅市の区域内（以下「市内」という。）において事業を開始した創業者に対して、補助金を支給することについて必要な事項を定めることにより、地域産業の活性化および移住・定住の促進を図ることを目的とする。

2 補助対象者

青梅市創業者応援事業補助金（以下「補助金」という。）の対象者は、次に掲げる要件を全て満たす創業者とする。

- (1) 個人で事業を開始し、または法人を設立し事業を開始する者で、法にもとづく認定特定創業等支援事業による支援を受け、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成 2 6 年経済産業省令第 1 号）第 7 条第 1 項の規定による証明書の交付を受けたものであること。
- (2) 中小企業者（中小企業団体の組織に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 8 5 号）第 5 条に規定する者をいう。）または個人事業主のうち青梅市長（以下「市長」という。）が認めるものであること。
- (3) 令和 5 年 4 月 1 日以降に市内において事業を開始した者であること。
- (4) 住所地における納期を経過した市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）を完納していること。
- (5) この要綱の規定にもとづく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (6) 暴力団関係者（青梅市暴力団排除条例（平成 2 4 年条例第 1 7 号）第 2 条第 3 号に規定する者をいう。）でないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）に規定する風俗営業および性風俗関連特殊営業等でないこと。

- (8) 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第5項に規定する連鎖化事業でないこと。
- (9) 宗教的活動または政治的活動を目的とするものでないこと。
- (10) 青梅市スタートアップ創業者支援事業補助金交付要綱（令和3年8月5日実施および令和4年8月1日実施）にもとづく青梅市スタートアップ創業者支援事業補助金の交付を受けていないこと。

3 補助金の額

補助金の額は、1事業者当たり20万円とする。ただし、創業を機に定住を目的として、本補助金を申請する日の属する年度の前年度以降に新たに市内に住民登録した者に対しては、1事業者当たり30万円とする。

4 補助金の交付回数

補助金の交付は、1事業者に対して1回限りとする。

5 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、青梅市創業者応援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 個人で事業を開始する者は、開業届または開業したことが分かる書類の写し
- (2) 法人を設立し事業を開始する者は、履歴事項全部証明書または法人設立届出書の写し
- (3) 営業許可証、賃貸借契約書、公共料金支払領収書等事業所の所在地および事業を営んでいることが分かるものの写し
- (4) 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定による証明書の写し
- (5) 市町村民税の納税証明書
- (6) 本人確認書類の写し
- (7) 創業計画書の写しまたはそれと同等と市が認めるものの写し
- (8) 定住を目的として、新たに市内に住民登録した者は、住民票の写しおよび住宅の売買契約書または賃貸借契約書の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

6 補助金の交付決定

- (1) 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、補助金の交付を決定したときは、青梅市創業者応援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- (2) 市長は、前号の審査の結果、補助金の交付を行わないことを決定したときは、

青梅市創業者応援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

7 補助金の請求等

(1) 前項第1号の規定により、交付決定通知書を受領した申請者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

(2) 市長は、前号に規定する請求書の提出を受けたときは、内容を確認の上、速やかに補助金を支給するものとする。

8 状況報告

補助金の交付の決定を受けた者は、補助金を受領した日の属する年度の翌年度から3か年について、毎年度末における事業の状況を青梅市創業者応援事業補助金実施状況報告書（様式第4号）により、市長に報告しなければならない。

9 その他必要事項

この要綱に定めるもののほかこの補助金の交付について必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）に定めるところによるほか、市長が別に定める。

10 実施期日等

(1) この要綱は、令和5年6月1日から実施し、令和8年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の廃止前に、この要綱にもとづき支給された補助金に関して、この要綱の廃止後に必要となる返還等の手続については、なお従前の例によるものとする。

令和5年度青梅市物価高騰対策 キャッシュレス決済ポイント還元事業実施要綱

1 目的

この要綱は、キャッシュレス決済ポイント還元事業を実施することによって、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた青梅市の区域内（以下「市内」という。）の事業者を支援し、市内経済の活性化を図るとともに、物価高騰の影響を受けた者の消費の下支えを行うために、必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、青梅市（以下「市」という。）とする。ただし、事業の全部または一部を適切な事業運営ができる者に委託することができる。

3 事業内容

この事業において、市は、キャッシュレス決済事業者（二次元コードを利用し一般的な購買に繰り返し利用できる決済手段を提供する事業者をいう。以下「決済事業者」という。）との協力により、市内の対象店舗で決済事業者が提供する決済手段で買物をした者に対し、支払額の30パーセントに相当する額の購買に使用できるポイント（以下「還元ポイント」という。）を付与するものとする。

4 決済事業者の選定

青梅市長（以下「市長」という。）は、この事業を実施するに当たり、市内における決済手段の提供状況等を考慮した上で、前項の事業内容を履行可能な決済事業者を選定するものとする。

5 対象店舗の選定

市長は、前項の規定により決済事業者を選定した後、決済事業者が提供する決済手段を利用可能な市内の店舗のうち、店舗規模、業種等を考慮した上で、事業対象店舗（以下「対象店舗」という）を選定するものとする。

6 還元ポイントの付与

(1) 市長は、対象店舗において決済事業者が提供する決済手段による購買（以下「対象購買」という。）を行った者に対し、還元ポイントを付与するものとする。ただし、1回の購買につき3,000円相当、1月につき1万円相当の還元ポイントを上限とする。

(2) 還元ポイントは、令和5年11月1日から同年11月30日までの対象購買について付与するものとする。

7 精算

決済事業者は、当該月における還元ポイントの使用実績を取りまとめて、市長に当該還元ポイントに相当する金額の請求を行うものとし、市長は当該請求にもとづき、支払を行うものとする。

8 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

9 実施期日等

この要綱は、令和5年7月1日から実施し、事業の終了した日の翌日をもって廃止する。

おうめ観光戦略策定検討委員会設置要綱

1 設置

おうめ観光戦略（以下「戦略」という。）の策定に必要な事項の調査および検討を行うため、おうめ観光戦略策定検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 戦略の策定に関すること。
- (2) その他委員会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

3 組織

委員会は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

- (1) 委員長 地域経済部長
- (2) 副委員長 シティプロモーション課長
- (3) 委員 交通政策課長、環境政策課長、清掃リサイクル課長、商工業振興課長、農林水産課長および文化課長

4 委員長および副委員長の職務

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見もしくは説明を聴き、または資料の提出を求めることができる。

6 報告

委員長は、必要に応じて委員会の調査、検討経過および結果を青梅市長へ報告する。

7 庶務

委員会の庶務は、シティプロモーション課において処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

9 実施期日等

この要綱は、令和5年5月9日から実施し、令和6年4月1日をもってその効力を失うものとする。

令和5年度おうめ観光戦略策定懇談会設置要綱

1 設置

おうめ観光戦略（以下「戦略」という。）の策定に当たり、市民、有識者等の意見を幅広く取り入れることを目的として、おうめ観光戦略策定懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

2 所掌事項

懇談会は、次に掲げる事項について、意見交換を行う。

- (1) 戦略の策定に関すること。
- (2) その他観光施策における必要な事項に関すること。

3 組織

懇談会は、次に掲げる者につき、青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

- (1) 観光協会
- (2) 観光事業者
- (3) 交通事業者
- (4) 宿泊事業者
- (5) 有識者
- (6) 公募市民
- (7) その他市長が必要と認めるもの

4 任期

委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 会長および副会長

- (1) 懇談会に会長および副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (2) 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 会議

- (1) 懇談会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- (2) 会長が必要と定めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

7 報告

会長は、懇談会の経過および意見等を取りまとめた結果を市長に報告する。

8 庶務

懇談会の庶務は、シティプロモーション課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

10 実施期日等

この要綱は、令和5年5月9日から実施し、令和6年4月1日をもってその効力を失うものとする。

おうめにきめた！移住支援金交付要綱

1 目的

この要綱は、青梅市（以下「市」という。）の区域内（以下「市内」という。）へ移住した者に対し、予算の範囲内で、おうめにきめた！移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、市への移住を「きめる」後押しをし、移住者を増やし地域への定着を図るとともに、市内の活性化を促進することを目的とする。

2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入 市の区域外（福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村および奥多摩町は除く。以下「近隣区域外」という。）から市内へ住居を移し、住民登録することをいう。
- (2) 田園里山暮らし応援地区 沢井地区、小曾木地区および成木地区をいう。
- (3) 空家バンク 市内に存在する空家等の売買、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を公開し、市内へ移住・定住等を目的とする空家等の利用を希望する者に対し、紹介を行う制度をいう。

3 交付対象者

支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する世帯の世帯主とする。

- (1) 交付対象者およびその世帯の世帯員（以下「交付対象者等」という。）が、支援金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）の属する年度の前年度以降に転入し、その転入した日から少なくとも過去5年間、同一の世帯で近隣区域外に居住していること。ただし、当該世帯の構成員であって、転入日から過去5年

以内に出生した者にあつては、この限りでない。

- (2) 交付対象者等のいずれかが、市内に戸建て住宅または分譲マンションの一室を取得の上、交付対象者等のいずれもが居住し、かつ、5年以上の定住意向があること。
- (3) 令和4年4月1日以降に市が実施する移住相談窓口（市がこれと同等の相談窓口と認めるものを含む。）において、移住相談を行っている者であること。
- (4) この要綱にもとづく支援金の交付を受けたことがないこと。
- (5) 交付対象者等のいずれもが市区町村税（国民健康保険税を含む。）を滞納していないこと。
- (6) 交付対象者等のいずれもが生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護、同法にもとづく保護に準じた保護または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けていないこと。
- (7) 交付対象者等のいずれもが青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員および同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (8) 交付対象者等のいずれもが、日本人または出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第2項に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者もしくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条に規定する特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。
- (9) その他市長が交付対象者として不適当と認めた者でないこと。

4 支援金の交付額

支援金の交付額は、10万円に別表に掲げる加算分を合計した金額とし、その額が100万円を超えるときは、100万円とする。

5 支援金の交付申請

交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、おうめにきめた！移住支援金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、第6号から第8号までに掲げる書類について、当該書類にかかる事実がないときは、その添付を省略することができる。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 本人確認書類の写し
- (3) 移住先（現住所）の住民票の写し（2人以上の世帯に属する者にあつては、申請者を含む世帯全員のもの）

- (4) 過去5年間の住所および居住期間が確認できる住民票の除票の写しまたは戸籍の附票の写し（2人以上の世帯に属する者にあつては、申請者を含む世帯全員のもの）
- (5) 申請日における最新の納税証明書（申請者の住民税が非課税の場合にあつては、非課税証明書）
- (6) 在留カードまたは特別永住者証明書の写し
- (7) 戸建て住宅を取得したことが分かる工事請負契約書または売買契約書の写し
- (8) 分譲マンションの一室を取得したことが分かる売買契約書の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

6 支援金の交付決定

市長は、前項の規定による申請があつたときは、申請書および関係書類の内容を遅滞なく審査の上、支援金交付の可否を、おうめにきめた！移住支援金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

7 支援金の交付請求および支払

支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、支援金の交付を受けようとするときは、速やかに、おうめにきめた！移住支援金交付請求書（様式第4号）を市長に提出するものとし、市長はその内容を審査の上、速やかに支援金の支払を行うものとする。

8 決定の取消し

- (1) 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。

イ 居住の実態がないことが明らかになったとき。

ウ 支援金の交付申請の日から正当な理由なく5年以内に市外へ転出したとき。

エ その他この要綱の規定に違反したとき。

- (2) 市長は、前号の規定により交付決定の全部または一部を取り消したときは、おうめにきめた！移住支援金交付決定取消等通知書（様式第5号）により、速やかに通知するものとする。

9 支援金の返還

- (1) 市長は、前項の規定により支援金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、当該取消しにかかる支援金が交付決定者にすでに交付されているときは、おうめにきめた！移住支援金返還命令書（様式第6号）により、交付決定者に支援金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

- (2) 交付決定者は、前号の規定により支援金の全部または一部の返還を命ぜられた

ときは、市長が別に定める日までに当該支援金を返還しなければならない。

10 報告等の求め

- (1) 市長は、必要があると認めたときは、交付決定者に対して、報告または書類の提出（次号において「報告等」という。）を求めることができる。
- (2) 交付決定者は、報告等を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

11 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

12 実施期日

この要綱は、令和5年6月15日から実施する。

青梅市遠距離通勤ENJOY応援金交付要綱

1 目的

この要綱は、青梅市（以下「市」という。）へ移住後も引き続き都心等の職場に通勤する移住者および就職・転職などの後も市で暮らしながら都心等に通勤する者に対し、遠距離通勤を有意義に過ごすことができるよう、予算の範囲内で青梅市遠距離通勤ENJOY応援金（以下「応援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定め、もって定住促進を図ることを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 応援金を申請する日（以下「申請日」という。）の属する年度の前年度以降市内へ転入した者をいう。ただし、その転入した日から遡って1年以内に市から転出し、再転入した者は除く。
- (2) 通勤距離 応援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）の住居から職場まで通常の経路により通勤した場合における片道の距離をいう。ただし、距離計算は、鉄道の営業キロ数によるものとする。

3 応援金の交付対象者

交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請日から5年以上、市に定住する意思を持って市内に居住し、住民登録を有している者

- (2) 自宅からの通勤のため、鉄道の定期乗車券を有しており、その通勤距離が片道40キロメートル以上ある者（複数の定期乗車券を有しており、その合計の通勤距離が片道40キロメートル以上ある者を含む。）。ただし、交付対象者が移住者以外の者である場合は、申請日の属する年度の前年度以降において就職、転職または転勤を契機として通勤距離が片道40キロメートル以上となった者に限る。
- (3) 申請時において、39歳以下である者
- (4) 市区町村税（国民健康保険税を含む。以下「市税等」という。）を滞納していないこと。
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護、同法にもとづく保護に準じた保護または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けていないこと。
- (6) 交付対象者および交付対象者が属する世帯の世帯員が、青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員および同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (7) 過去にこの要綱にもとづく応援金の交付を受けたことがないこと。

4 交付対象期間

応援金の交付対象となる期間（以下「交付対象期間」という。）は、申請日の属する月から36ヶ月を限度とする。ただし、交付対象者が移住者以外の場合は、申請日の属する月から12ヶ月を限度とする。

5 応援金の額

応援金の額は、月額5,000円とし、当該年度に交付する金額は、申請日の属する月から年度末の3月までの月数を月額に乗じた金額とする。

6 交付申請等

応援金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、交付対象期間の属する年度ごとに、青梅市遠距離通勤ENJOY応援金交付申請書（様式第1号）に誓約書兼同意書（様式第2号）のほか、次に掲げる書類を添えて青梅市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 就労および通勤経路証明書（様式第3号）
- (2) 鉄道の定期乗車券の写し
- (3) 住民票の写し
- (4) 申請日における最新の市税等の納税証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

7 応援金の交付決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、遅滞なく申請書および関係書類の内容を審査の上、応援金交付の可否を決定し、青梅市遠距離通勤E N J O Y 応援金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

8 応援金の交付請求および支払

前項の規定により応援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに青梅市遠距離通勤E N J O Y 応援金交付請求書（様式第5号）を市長に提出するものとし、市長はその内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに応援金の支払を行うものとする。

9 決定の取消し

(1) 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、応援金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

ア 第3項に規定する交付対象者の要件を満たさなくなったとき。

イ 偽りその他不正な手段により応援金の交付決定を受けたとき。

ウ その他この要綱の規定に違反したとき。

(2) 市長は、前号の規定により交付決定の全部または一部を取り消したときは、青梅市遠距離通勤E N J O Y 応援金交付決定取消等通知書（様式第6号）により、速やかに交付決定者に通知するものとする。

10 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

11 実施期日等

(1) この要綱は令和5年6月15日から実施し、令和8年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された応援金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

青梅市民みんなで声かけ！三世代同居・近居応援金交付要綱

1 目的

この要綱は、青梅市（以下「市」という。）の区域外（以下「市外」という。）に居住する子育て世帯が親世帯の働きかけにより、同居または近居した際に、親世帯および市の区域内（以下「市内」という。）へ移住した子育て世帯（以下「三世代同居・近居促進世帯」という。）に対して、予算の範囲内で青梅市民みんなで声か

け！三世代同居・近居応援金（以下「応援金」という。）を交付することにより、世代間の助け合いによる子育て環境の充実を図り、もって移住・定住促進を図ることを目的とする。

2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 親世帯 次号に規定する子育て世帯におけるいずれかの親の1親等の直系尊属が含まれる世帯（市内に住民登録を有する世帯に限る。）をいう。
- (2) 子育て世帯 中学生以下の子ども（出生前の子どもを含む。以下「孫」という。）およびその者の父母（いずれか一方である場合を含む。）を含む世帯員で構成される世帯（市内に住民登録を有する世帯に限る。）をいう。
- (3) 同居 子育て世帯が、親世帯の居住する市内の同一の住宅に居住し、住民登録を有することをいう。
- (4) 近居 子育て世帯が、親世帯の居住する住宅とは異なる市内の住宅に居住し、住民登録を有することをいう。
- (5) リフォーム 親世帯または子育て世帯に属する世帯員名義で契約し、同居のために行った住宅の修繕、改修、増築、改築、設備更新等をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 同居開始日以前に行うリフォームにあつては、工事代金の支払日から同居開始日まで1年を経過した工事

イ 同居開始日以降に行うリフォームにあつては、同居開始日から工事代金の支払日まで3年を経過した工事

ウ 倉庫、車庫にかかる工事、門、フェンス、植栽などの外構にかかる工事、エアコン、洗濯機等の家電購入、設置および応援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）が直接行う工事

3 交付対象世帯

応援金の交付の対象となる世帯（以下「交付対象世帯」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす三世代同居・近居促進世帯とする。

- (1) 応援金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）の属する年度の前年度以降、親世帯の働きかけによって、子育て世帯が市外から転入し同居または近居をしていること。
- (2) 同居または近居を開始した日（以下「同居・近居日」という。）から申請日まで、引き続き三世代同居・近居促進世帯の世帯員全員が市内に住民登録を有していること。

- (3) 申請日において、申請者の属する世帯員のいずれもが市税および国民健康保険税（以下「市税等」という。）を滞納していないこと。
- (4) 三世代同居・近居促進世帯の世帯員が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護、同法にもとづく保護に準じた保護または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けていないこと。
- (5) 三世代同居・近居促進世帯の世帯員がこの要綱にもとづく応援金の交付を過去に受けていないこと。ただし、親世帯がすでにこの要綱にもとづく応援金の交付を受けており、当該応援金の交付の根拠となる同居または近居をした子育て世帯の世帯員とは別の子育て世帯が新たに親世帯の働きかけにより同居または近居をする場合を除く。
- (6) 三世代同居・近居促進世帯の世帯員のいずれもが、青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員および同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

4 応援金の交付額

応援金の交付額は、別表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の中欄に掲げる交付要件にもとづき、それぞれ右欄の額を交付するものとする。

5 応援金の交付申請

申請者は、次の各号に掲げる区分に応じ、青梅市民みんなで声かけ！三世代同居・近居応援金交付申請書（様式第1号）および誓約書兼同意書（様式第2号。以下「申請書等」という。）を市長に提出するほか、それぞれ当該各号に定めるところにより、申請するものとする。

(1) 別表中の親世帯の区分に定める応援金

申請者（親世帯にあるものに限る。）は、申請書等に次に掲げる書類を添えて、同居・近居日から同居・近居日の属する年度の翌年度の末日までの期間に市長に提出しなければならない。

ア 親世帯および子育て世帯の親子関係が確認できる戸籍の証明書

イ 同居または近居の子育て世帯および親世帯全員の住民票の写し

ウ 孫が出生前の子どもである場合にあっては、当該孫にかかる母子健康手帳の写し

エ その他市長が特に必要があると認める書類

(2) 別表中の子育て世帯の区分に定める応援金

申請者（子育て世帯にあるものに限る。）は、同居・近居日から3年経過後、申請書等に次に掲げる書類を添えて、同居・近居日から3年を経過した日が属す

る年度の翌年度の末日までの期間に市長に提出しなければならない。

ア 同居または近居をする子育て世帯および親世帯の世帯員全員の住民票の写し

イ その他市長が特に必要があると認める書類

(3) 別表中の同居リフォーム加算の区分に定める応援金

申請者（リフォーム契約の名義人に限る。）は、申請書等に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請者が、第1号または第2号の申請と併せて当該応援金の申請を行う場合は、申請書等の提出を省略することができる。

ア リフォームにかかる請負契約書、経費明細書および領収書その他当該住宅のリフォームにかかる費用についての支払が確認できる書類

イ 申請者と住宅の所有者が異なる場合は、住宅リフォーム承諾書（様式第3号）

ウ その他市長が特に必要があると認める書類

6 応援金の交付決定

市長は、前項各号に規定する申請があったときは、申請書等および関係書類の内容を遅滞なく審査の上、応援金交付の可否を決定し、青梅市民みんなで声かけ！三世代同居・近居応援金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

7 応援金の交付請求および支払

前項の規定により応援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに青梅市民みんなで声かけ！三世代同居・近居応援金交付請求書（様式第5号）を市長に提出するものとし、市長はその内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに応援金の支払を行うものとする。

8 決定の取消し

(1) 市長は、交付対象者が、偽りその他の不正な手段により応援金の交付の決定を受けたときまたは転入日から3年以内に次に掲げる事項以外の原因により第3項に規定する交付対象世帯の要件を欠くことを確認した場合は、交付決定を取り消すものとする。

ア 親世帯または子育て世帯の世帯員が死亡したとき。

イ 親世帯または子育て世帯の世帯員が入院または介護施設等に入所したとき。

ウ その他市長が特に必要と認めるとき。

(2) 市長は、前号の規定により交付決定の全部または一部を取り消したときは、青梅市民みんなで声かけ！三世代同居・近居応援金交付決定取消等通知書（様式第6号）により、速やかに交付決定者に通知するものとする。

9 応援金の返還

- (1) 市長は、前項の規定により応援金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、当該取消しにかかる応援金が交付決定者にすでに交付されているときは、その全部または一部について、期限を定めて返還を命ずることができる。
- (2) 交付決定者は、前号の規定により応援金の全部または一部の返還を命ぜられたときは、市長が別に定める日までに当該応援金を返還しなければならない。

10 報告等の求め

- (1) 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対して、報告または書類の提出（次号において「報告等」という。）を求めることができる。
- (2) 交付決定者は、報告等を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

11 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

12 実施期日

この要綱は、令和5年7月4日から実施する。

別表（第5項関係）

区 分	交 付 要 件	交 付 額
親世帯	子育て世帯に働きかけ、同居または近居をした場合	1万円
子育て世帯	親世帯の働きかけにより、同居・近居日から引き続き3年以上定住した場合	10万円
同居リフォーム加算	同居のために、親世帯が住む住宅をリフォームした場合	10万円 ただし、リフォーム費用が10万円未満の場合は、当該リフォーム費用とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

青梅市民みんなで働く！移住就業協力金等交付要綱

1 目的

この要綱は、青梅市（以下「市」という。）への移住を促進する取組（以下「移住

促進事業」という。)を行うバディ事業者の働きかけにより、雇用移住希望者または市外従業員が移住した際に、バディ事業者および市の区域内(以下「市内」という)へ移住した移住従業員に対して、予算の範囲内で移住就業協力金(以下「協力金」という。)および移住就業祝い金(以下「祝い金」という。)を交付することにより、バディ事業者による就業および移住促進の体制整備を図り、もって移住・定住促進を図ることを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) バディ事業者 市の行う移住・定住促進施策と連携し、自ら積極的に移住促進事業を行うものとして市に登録された事業者
- (2) 雇用移住希望者 バディ事業者が行う移住促進事業をきっかけに正規雇用された市への移住希望者
- (3) 市外従業員 バディ事業者が正規雇用した市の区域外に居住する者
- (4) 移住従業員 市内へ移住した雇用移住希望者または市外従業員

3 バディ事業者の要件

バディ事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 移住促進事業を行う事業者であり、市内に本店、支店、営業所、事業所その他業務拠点を有し、かつ、現に正規雇用の従業員が常勤していること。
- (2) バディ事業者が法人または団体の場合は、定款またはこれに準ずるものを備えていること。
- (3) バディ事業者(法人または団体の場合は代表者および役員)が青梅市暴力団排除条例(平成24年条例第17号)第2条第1号に規定する暴力団または同条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 政治および宗教活動を目的としないものであること。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者または同条第2項にもとづく市の入札参加制限を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)にもとづき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)にもとづき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生または再生の手続開始決定を受けた者を除く。
- (8) 市が実施する移住・定住促進施策に協力すること。

4 移住促進事業

バディ事業者は、移住希望者に対し雇用機会を創出し、正規雇用するとともに、雇用移住希望者または市外従業員に対し、次に掲げるいずれかの移住支援の取組（以下「移住促進事業」という。）を行う体制を新たに整備するものとする。

(1) 移住体験の機会を提供する取組

(2) 市内における新たな住まいに関する支援を行う取組（住宅手当等既存の福利厚生施策として行っている場合を除く。）

(3) その他市長が認める取組

5 バディ事業者の登録等

(1) バディ事業者として登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、必要書類を添えて青梅市民みんなで働く！移住・定住促進バディ事業者登録申請書（様式第1号）により、市長に申請するものとする。

(2) 申請者のうち、市内に複数の業務拠点を有しているものは、その業務拠点ごとに前号に規定する申請をすることができる。

(3) 市長は、第1号の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、青梅市民みんなで働く！移住・定住促進バディ事業者登録決定通知書（様式第2号）により申請者に結果を通知するものとする。

6 バディ事業者名簿

(1) 市長は、バディ事業者として登録された者の名簿（以下「バディ事業者名簿」という。）を作成するとともに、バディ事業者名簿を市のホームページへの掲載等により広く周知を図るとともに、市への転入手続時の転入者その他の市民等の求めに応じて情報を提供する。

(2) バディ事業者名簿には、次に掲げる内容を記載する。

ア 事業者および代表者名

イ 実施する移住促進事業の内容

ウ 事業者の業務拠点の所在地および連絡先

エ その他市長が必要と定めるもの

7 登録内容の変更等

(1) バディ事業者は、次のいずれかに該当するときは、当該事実がわかる必要書類を添えて、青梅市民みんなで働く！移住・定住促進バディ事業者登録（変更・一時休止・辞退）承認届出書（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

ア 登録内容に変更があったとき。

イ 登録を一時中止し、または辞退しようとするとき。

(2) 市長は、前号に規定する届出があったときは、その内容を審査し、登録の変更、

一時休止または辞退を承認したときは、その旨を青梅市民みんなで働く！移住・定住促進バディ事業者登録（変更・一時休止・辞退）承認書（様式第4号）により、バディ事業者に通知するものとする。

8 登録の取消し

市長は、バディ事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録内容に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請内容であったとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

9 バディ事業者の責務

バディ事業者は、移住促進事業の実施を通して移住希望者等が地域に応援されていると感じることができるよう、事業を推進するものとする。

10 移住就業協力金

- (1) 市は、バディ事業者による移住者の雇用機会の創出および移住支援の体制整備を促進するため、協力金をバディ事業者に交付する。
- (2) 協力金の額は、30万円とし、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、同一のバディ事業者への交付は、1回限りとする。
- (3) 協力金の交付の対象となるバディ事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 第4項に掲げる移住促進事業の実施により、雇用移住希望者または市外従業員を市へ移住することに繋げたものであること。

イ 申請日時時点で市税の滞納がないこと。

11 協力金の申請等

- (1) 協力金の交付を受けようとするバディ事業者（以下「申請事業者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、青梅市民みんなで働く！移住就業協力金交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

ア 移住促進事業報告書（様式第6号）

イ 移住従業員の住民票の写し

ウ その他市長が必要と認める書類

- (2) 市長は、前号の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、協力金交付の可否を決定し、青梅市民みんなで働く！移住就業協力金交付決定通知書（様式第7号）により申請事業者の結果を通知するものとする。
- (3) 前号の規定により交付決定通知を受けた申請事業者は、協力金の支払を受けようとするときには、青梅市民みんなで働く！移住就業協力金請求書（様式第8号）

を市長に提出するものとする。

- (4) 市長は、前号に規定する請求を受けたときは、内容を確認の上、速やかに協力金を支払うものとする。

12 協力金の交付決定の取消し

- (1) 市長は、申請事業者が偽りその他不正の手段により協力金の交付を受けたときは、協力金の交付の決定を取り消すものとする。
- (2) 市長は、前号の規定により交付決定の取消しをしたときは、申請事業者に対し、青梅市民みんなで働く！移住就業協力金交付決定取消通知書（様式第9号）により、速やかに通知するものとする。

13 協力金の返還

- (1) 市長は、前項の規定により協力金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しにかかる協力金が申請事業者にすでに交付されているときは青梅市民みんなで働く！移住就業協力金返還命令書（様式第10号）により、期限を定めて返還を命ずることができる。
- (2) 申請事業者は、前号の規定により協力金の返還を命ぜられたときは、市長が別に定める日までに当該協力金を返還しなければならない。

14 移住就業お祝い金

- (1) 市は、バディ事業者が移住促進事業を行ったことにより移住従業員となった者に対しお祝い金を交付する。
- (2) お祝い金の額は、10万円とし、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、同一の移住従業員への交付は、1回限りとする。
- (3) お祝い金の交付の対象となる移住従業員は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 市長がバディ事業者を第5項第3号に規定する登録することを決定した日以降において、継続して3年以上当該バディ事業者の正規雇用の者として勤務し、かつ、移住してから3年が経過した者であること。ただし、移住従業員が自己都合によらずバディ事業者を退職した場合は、移住してから3年が経過した者であって、他のバディ事業者の正規雇用の者としての就業期間を合算し、3年以上勤務するものを含む。

イ 申請日時時点で市税（国民健康保険税を含む。）の滞納がないこと。

ウ 市が実施する移住・定住促進施策に協力すること。

15 お祝い金の申請等

- (1) お祝い金の交付を受けようとする移住従業員（以下「申請従業員」という。）は、次に掲げる書類を添えて、青梅市民みんなで働く！移住就業お祝い金交付申

請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

ア バディ事業者が発行する就業証明書（申請従業員の氏名、住所、生年月日、入社年月日、雇用形態および勤務地がわかるもの）

イ 住民票の写し

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 市長は、前号に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、お祝い金交付の可否を決定し、青梅市民みんなで働く！移住就業お祝い金交付決定通知書（様式第12号）により申請従業員に結果を通知するものとする。

(3) 前号の規定により交付決定通知を受けた申請従業員は、お祝い金の支払を受けようとするときは、青梅市民みんなで働く！移住就業お祝い金請求書（様式第13号）を市長に提出するものとする。

(4) 市長は、前号に規定する請求を受けたときは、内容を確認の上、速やかにお祝い金を支払うものとする。

16 お祝い金交付決定の取消し

(1) 市長は、申請従業員が偽りその他不正の手段によりお祝い金の交付を受けたときは、お祝い金の交付の決定を取り消すものとする。

(2) 市長は、前号の規定により交付決定の取消しをしたときは、申請従業員に対し、青梅市民みんなで働く！移住就業お祝い金交付決定取消通知書（様式第14号）により、速やかに通知するものとする。

17 お祝い金の返還

(1) 市長は、前項の規定によりお祝い金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しにかかるお祝い金が申請従業員にすでに交付されているときは、青梅市民みんなで働く！移住就業お祝い金返還命令書（様式第15号）により、期限を定めて返還を命ずることができる。

(2) 申請従業員は、前号の規定によりお祝い金の返還を命ぜられたときは、市長が別に定める日までに当該お祝い金を返還しなければならない。

18 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

19 実施期日

この要綱は、令和5年7月4日から実施する。

青梅市都市計画マスタープラン策定支援業務委託 にかかる指名型プロポーザル選定委員会設置要綱

1 設置

青梅市都市計画マスタープランの策定支援業務の実施に当たり、当該業務の履行に最も適した者の選定を厳正かつ公正に行うため、青梅市都市計画マスタープラン策定業務委託にかかる指名型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施方法をまとめた実施要領の作成に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査および契約の相手方となる候補者の選定に関すること。

3 組織

委員会は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

- (1) 委員長 都市計画課長
- (2) 副委員長 企画政策課長および環境政策課長
- (3) 委員 公園緑地課長、下水道課長、商工業振興課長、農林水産課長、シティプロモーション課長、拠点整備課長、都市整備部管理課長、土木課長および住宅課長

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 意見の聴取等

委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の職員の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

7 報告

委員長は、委員会で選定した結果をまとめ、青梅市長（以下「市長」という。）に報告する。

8 庶務

委員会の庶務は、都市計画課が処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

10 実施期日等

この要綱は、令和5年5月29日から実施し、第7項の規定にもとづき選定した結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する。

青梅市公営住宅管理システムプロポーザル選定委員会設置要綱

1 目的

青梅市公営住宅管理システムを更新するに当たり、その業務の履行に最も適した者の選定を厳正かつ公正に行うため、青梅市公営住宅管理システムプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) プロポーザルの実施方法をまとめた実施要領の決定に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査および契約の相手方となる候補者の選定に関すること。

3 組織

委員会は、委員長および委員をもって組織し、それぞれ次の職にある者をこれに充てる。

- (1) 委員長 住宅課長
- (2) 委員 次に掲げる職員
 - ア 住宅課公営住宅係長
 - イ 情報システム課システム管理業務担当 1名
 - ウ 住宅課公営住宅業務担当 2名

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集する。
- (2) 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の職員の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

6 報告

委員長は、委員会で選定した結果をまとめ、青梅市長（以下「市長」という。）に報告する。

7 庶務

委員会の庶務は、都市整備部住宅課において処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

9 実施期日等

この要綱は、令和5年7月25日から実施し、第6項の規定にもとづき選定した結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する。

青梅市立学校における学習用タブレット型 情報端末等の使用および管理に関する要綱

1 目的

この要綱は、青梅市立学校（以下「学校」という。）の児童および生徒（以下「児童等」という。）の学校および家庭における情報通信技術を活用した学習機会の確保のため、学習用タブレット型情報端末およびその付属品（以下「タブレット端末等」という。）を使用し、および管理することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 所有者

タブレット端末等の所有者は、青梅市とする。

3 管理責任者

タブレット端末等の管理に関する責任者（以下「管理責任者」という。）は、校長とする。

4 管理責任者の責務

- (1) 管理責任者は、全てのタブレット端末等が最良の状態で使用できるよう、保管場所を定め、適正に管理しなければならない。
- (2) 管理責任者は、全てのタブレット端末等の使用が適正に行われるよう、使用状況を把握し、タブレット端末等を使用する者（以下「使用者」という。）に対し必要に応じて指導および助言を行うものとする。
- (3) 管理責任者は、タブレット端末等に破損、故障、紛失、盗難等（以下「破損等」という。）が発生した場合は、速やかに青梅市教育委員会（以下「教育委員会」と

いう。)に報告しなければならない。

5 使用者

タブレット端末等の使用者は、学校に在籍する児童等とする。

6 使用者の責務

(1) 使用者は、タブレット端末等を適切に管理し、破損等の防止に十分注意しなければならない。

(2) 使用者は、タブレット端末等を教育活動に関すること以外に使用してはならない。

7 保護者の責務

(1) 使用者の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。以下「保護者」という。）は、タブレット端末等を使用し、および管理することについて管理責任者の指導に従い、善良な管理者の注意をもって行わなければならない。

(2) 保護者は、タブレット端末等を使用する権利を他人に譲渡し、もしくは転貸し、または児童等の教育活動に関すること以外に使用してはならない。

(3) 保護者は、家庭でタブレット端末等を使用する場合におけるインターネット通信にかかる経費および充電にかかる経費を負担する。

(4) 保護者は、次に掲げる場合において、速やかに管理責任者に報告の上、教育委員会に、管理責任者を經由して、学習用端末破損等届（様式第1号）または学習用端末破損等届（第三者用）（様式第2号）を提出しなければならない。

ア 使用者のタブレット等に破損等が発生したとき。

イ 使用者が、当該使用者以外のタブレット等に破損等が発生させたとき。

8 損害賠償

青梅市長は、使用者または保護者の責めに帰すべき事由により、タブレット端末等の破損等が発生したときは、当該保護者に、その損害の賠償を求めることができる。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

10 実施期日等

この要綱は、令和5年7月5日から実施し、同年4月1日から適用する。

青梅市立学校におけるタブレット端末等の損害賠償に関する取扱基準

1 目的

この基準は、青梅市立学校における学習用タブレット型情報端末等の使用および管理に関する要綱（令和5年7月5日実施。以下「要綱」という。）第8項の規定にもとづき、使用者および保護者（以下「使用者等」という。）がタブレット端末等に破損等を発生させた場合における損害賠償について、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この基準で使用する用語の意義は、要綱で使用する用語の例による。

3 賠償の範囲

- (1) 使用者等が、タブレット端末等に破損等を発生させた場合における賠償の範囲は、別表の定めるところによる。
- (2) 使用者等が、第三者のタブレット端末等に破損等を発生させた場合は、次項に定めるところにより、破損等を発生させた者の保護者にその賠償を求めるものとする。

4 賠償額

- (1) 前項に定めるところにより、賠償を求める金額は、タブレット端末等の補填または修理にかかる費用とする。
- (2) 前号に規定する補填または修理にかかる費用は、補填にかかる費用についてはタブレット端末等の当初購入費用に、修理にかかる費用については修理実費に、それぞれ次のアからオまでに掲げる経過年度の区分に応じ、当該アからオまでに定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、経過年度は、タブレット端末等を購入した日の属する年度の翌年度から起算するものとし、1年未満の端数があるときは、これを1か年度とする。

ア	1か年度	7割
イ	2か年度	5割
ウ	3か年度	3割
エ	4か年度	2割
オ	5か年度以上	1割

5 賠償の方法

- (1) 青梅市長（以下「市長」という。）は、第3項に規定する賠償の範囲に該当する破損等が判明した場合は、前項の規定により、保護者に賠償を求めるものとする。
- (2) 市長は、前号の保護者に納付書を送付するものとし、保護者は、その指示に従うものとする。

6 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は、青梅市教育委員会と協議の上、市長が別に定める。

7 実施期日等

この基準は、令和5年7月5日から実施し、同年4月1日から適用する。

別表（第3項関係）

過失等の有無	教員の管理区分	事例の例	賠償の有無
使用者等に故意または重大な過失がある場合	管理外	1 自宅で床に叩きつけて画面が割れた。 2 自宅で家族が踏んで画面が割れた。	有
	管理内	1 他の児童の指を挟んだまま蓋を閉めて押し付けた結果、画面が割れた。 2 休み時間にふざけて遊んでいたら落として画面が割れた。	
使用者等に過失がある場合	管理外	1 ランドセル内で圧迫により画面が割れた。 2 自宅で端末にお茶をこぼして電源が入らなくなった。	無
	管理内	1 授業で写真撮影中に落として画面が割れた。 2 授業中にタッチペンを挟んだまま蓋を閉じて画面が割れた。	
使用者等に過失がない場合	管理外および管理内	1 急に電源がつかなくなった。 2 衝撃を加えていないのに部品が外れた。 3 キーボードの特定のキーが入力できなくなった。	

備考

- 1 教員の管理区分における管理内とは、学校内における次に掲げる時間をいう。
 - (1) 学校において定められた登校から下校までの時間
 - (2) 教員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条に規定する教員をいう。）が同席の上で行う部活動その他委員会活動の時間
- 2 教員の管理区分における管理外とは、前項に定める管理内以外の時間をいう。

第2期青梅市スポーツ推進計画検討委員会設置要綱

1 設置

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第1項の規定にもとづき、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための指針となる第2期青梅市スポーツ推進計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、必要な事項の検討を行うため、第2期青梅市スポーツ推進計画検討委員会（以下「委

員会」という。)を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会の設置目的を達成するのに必要な事項に関すること。

3 組織

委員会は、委員12人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をこれに充てる。

- (1) 委員長 生涯学習部長
- (2) 副委員長 スポーツ推進課長
- (3) 委員 企画政策課長、DX推進課長、市民活動推進課長、シティプロモーション課長、高齢者支援課長、障がい者福祉課長、健康課長、子育て応援課長、指導室長および社会教育課長

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させ、その説明または意見を聴くことができる。

6 報告

委員長は、教育長に対し、必要に応じて委員会の検討経過を報告するとともに、最終検討結果を報告する。

7 庶務

委員会の庶務は、スポーツ推進課において処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

9 実施期日等

この要綱は、令和5年6月30日から実施し、令和6年4月1日をもってその効力を失うものとする。

東青梅1丁目地内諸事業用地等整備基本計画 策定支援業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱

1 設置

東青梅1丁目地内諸事業用地等における青梅市文化複合施設等の整備をするため、事業全体での整備基本計画策定支援業務を委託するに当たり、その業務の履行に最も適した者の選定を厳正かつ公正に行うため、東青梅1丁目地内諸事業用地等整備基本計画策定支援業務委託プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) プロポーザル実施方法をまとめた実施要領の作成に関すること。
- (2) 技術提案書等の審査および契約の相手となる候補者の選定に関すること。

3 組織

委員会は、次に掲げる委員8人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもってこれに充てる。

- (1) 委員長 生涯学習部長
- (2) 副委員長 総務部施設担当部長
- (3) 委員 企画政策課長、総務部施設課長、環境政策課長、健康課長、こども家庭センター所長および社会教育課長

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

5 会議

委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 意見の聴取等

委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の職員等の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

7 報告

委員長は、委員会で選定した結果をまとめ、青梅市長（以下「市長」という。）に報告する。

8 庶務

委員会の庶務は、文化複合施設等整備担当において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

10 実施期日等

この要綱は、令和5年5月10日から実施し、第7項の規定にもとづき選定した結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する。

